

新岡山県環境基本計画
～エコビジョン2020～
見直し素案(たたき台)

平成24年10月2日

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画の目的	2
2 計画の役割	2
3 計画策定の背景	2
(1) 変化する社会情勢への対応	2
① 人口減少社会の到来	
② 地方分権の進展	
③ 東日本大震災を契機としたエネルギー構造等の転換	
④ グリーン成長と地域産業の振興	
(2) 環境問題を取り巻く状況への対応	4
① 地球温暖化対策の推進	
② 循環型社会の構築	
③ 環境教育・環境学習の充実	
④ 生物多様性を育む豊かな自然の継承	
⑤ 安全・安心な生活環境の確保	
⑥ 事業活動における環境配慮	
4 計画期間	11
5 計画の構成	11
第2章 計画の目指すべき姿	13
1 計画により目指すべき将来	14
2 目指す将来のイメージ	15
(1) 環境の側面ごとにみた社会のイメージ	15
① 地域から地球環境の保全に取り組む社会	
② 資源が効率的に活用される社会	
③ 安全な生活環境が保全されている社会	
④ 自然と共生した社会	
(2) 地域ごとにみた社会のイメージ	16
① 中国山地エリア	
② 吉備高原里山エリア	
③ 市街地・田園エリア	
④ 瀬戸内海エリア	

第3章 主要施策	19
1 基本目標	20
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	20
○現状と課題	20
○代表的な指標	21
○主要施策	22
【地球温暖化対策】	
《新エネルギーの導入促進》	
《省エネルギーの推進》	
《フロン類対策》	
《吸収源対策》	
【酸性雨対策】	
【国際貢献】	
(2) 循環型社会の形成	25
○現状と課題	25
○代表的な指標	26
○主要施策	26
【3Rの推進】	
《循環型社会に向けた意識の改革》	
《一般廃棄物の3R》	
《産業廃棄物の3R》	
《岡山エコタウンの推進》	
【グリーン購入等の推進】	
【廃棄物の適正処理の推進】	
(3) 安全な生活環境の確保	29
○現状と課題	29
○代表的な指標	31
○主要施策	31
【大気環境の保全】	
【水環境の保全】	
【騒音・振動の防止】	
【土壌・地下水汚染対策】	
【有害物質対策】	
【環境放射線の監視】	
(4) 自然と共生した社会の形成	35
○現状と課題	35
○代表的な指標	36
○主要施策	36
【豊かな自然環境の保護】	
【野生生物の保護】	

【自然とのふれあいの推進】	
【水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出】	
2 推進目標	39
(1) 参加と協働による快適な環境の保全	39
○現状と課題	39
○主要施策	40
【協働による環境保全活動の促進】	
【環境学習の充実】	
【景観の保全と創造】	
【快適な生活環境の保全】	
(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり	42
○現状と課題	42
○主要施策	43
【グリーン成長の推進】	
【環境に配慮した事業者の育成・拡大】	
【環境影響評価の推進】	
第4章 重点プログラム	45
1 基本目標	46
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	46
【地球温暖化対策】	
《新エネルギーの導入促進》	
《省エネルギーの推進》	
《フロン類対策》	
《吸収源対策》	
【国際貢献】	
(2) 循環型社会の形成	53
【3Rの推進】	
《循環型社会に向けた意識の改革》	
《一般廃棄物の3R》	
《産業廃棄物の3R》	
《岡山エコタウンの推進》	
【グリーン購入等の推進】	
【廃棄物の適正処理の推進】	
(3) 安全な生活環境の確保	58
【大気環境の保全】	
【水環境の保全】	
【騒音・振動の防止】	
【土壌・地下水汚染対策】	
【有害物質対策】	

(4) 自然と共生した社会の形成	65
【豊かな自然環境の保護】	
【野生生物の保護】	
【自然とのふれあいの推進】	
【水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出】	
2 推進目標	69
(1) 参加と協働による快適な環境の保全	69
【協働による環境保全活動の促進】	
【環境学習の充実】	
【景観の保全と創造】	
【快適な生活環境の保全】	
(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり	74
【グリーン成長の推進】	
【環境に配慮した事業者の育成・拡大】	
第5章 計画の進め方	79
1 基本的な考え方	80
2 進捗状況の公表	81
3 計画の見直し	81

第1章 基本的事項

1 計画の目的

平成8年10月、本県の恵まれた環境を保全するため、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。

条例の基本理念として、県民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を実現するとともに、それを将来の世代へ伝えていくという責任を果たすこと、行政だけでなく県民や事業者など社会のすべての構成員の参加のもと、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会を構築すること、地球環境保全を積極的に推進すること、を掲げています。

本計画は、こうした条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定するものです。

2 計画の役割

本計画は、次のような役割を担っています。

- ①環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示します。
- ②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ③県民、事業者、行政など社会のすべての構成員の役割と責任を示します。
- ④本県の環境行政の指針として、他の行政施策や計画をより良い環境づくりに向け誘導・調整します。

3 計画策定の背景

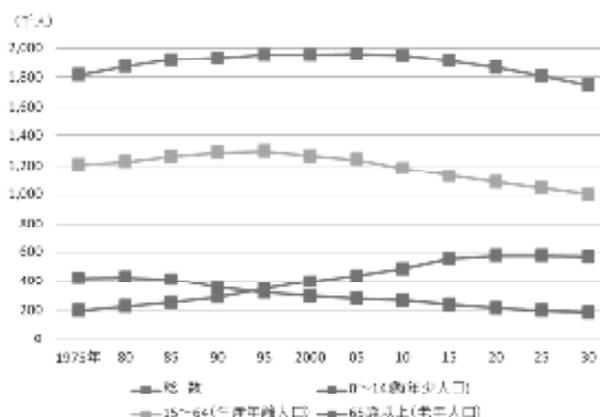
(1) 変化する社会情勢への対応

① 人口減少社会の到来

我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成17(2005)年からは自然減に転じ、人口減少社会を迎えました。平成32(2020)年ごろには平成22(2010)年に比較して約530万人の減少が見込まれ、その後も引き続き減少していくことが予測されています。

本県においても、平成22年の国勢調査では人口が減少に転じました。また、人口減少と少子・高齢化がさらに進行し、平成32年の本県人

図1-3-1 岡山県の将来人口



口は1,864千人(平成22年1,945千人)となり、高齢化率は30.8%(同25.1%)に達すると予測されています。

人口の減少は、日常生活によって消費される資源やエネルギーが少なくなり、排出される二酸化炭素*1(CO₂)や廃棄物も減少するなど、環境への負荷低減につながるという見方もありますが、一方では社会経済の担い手が減少することで、耕作放棄地の増加による里地・里山*2の荒廃を招くなど、むしろ環境悪化の要因になる恐れがあるといわれています。

また、大都市、中核都市を除く多くの市町村では、人口減少や少子・高齢化の進行により、地域コミュニティの活力が失われた地域を抱えて苦慮するケースが増えています。地域コミュニティは、人々の助け合いの心や地域への愛情を育む基盤であり、身近な環境の保全や地域の安全・安心に大きな役割を果たしています。

私たちが、これからも住み慣れた地域の環境を保全し、安全で快適な生活を送るためには、一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高めるとともに、地域のボランティアやNPOなどとの協働を進め、地域コミュニティの活力を高めていくことが必要です。

② 地方分権の進展

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本に、基礎自治体である市町村が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は広域自治体が担えない事務事業を担うという「補完性の原則」に基づき、国の出先機関を原則廃止した上での広域行政組織の設立や、規模や能力等に応じた、県から市町村への事務・権限の委譲が進められています。

真に自立した分権型社会の確立により、地域が抱える課題について、地方自らの判断と責任において最も適した解決策を見出し実行することが可能となります。今後、地域ニーズに的確に対応しながら、自然、歴史、文化などの地域の特性を生かした地域づくりに一層取り組み、地域間競争や地域経済の構造変化に適切に対応することが求められています。

③ 東日本大震災を契機としたエネルギー構造等の転換

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、国民の意識や価値観に大きな変化が生じ、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会の在り方を見つめ直し、社会全体を持続可能なもの

*1二酸化炭素: CO₂。炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO₂排出量も増加している。CO₂は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス(後述)の主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。

*2里地・里山: 都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。

へと転換していく必要性が求められており、我が国のエネルギー政策そのものの見直しが進められる中で、安全・安心で災害に強い地域分散型エネルギーシステムの導入や、地域資源を活用した再生可能エネルギーのシェア拡大が求められてきています。

④ グリーン成長と地域産業の振興

環境保全活動は、これまで経済活動の制約要因と考えられてきましたが、諸外国では、平成20(2008)年の金融危機に始まった不況を契機として、環境関連の産業で雇用を生み出し、環境保全を経済発展につながる成長要因としてとらえる「グリーンニューディール」や「グリーン成長」という考え方が拡大しています。

我が国においても、日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)において、エネルギー・環境分野が成長分野の一つとして位置づけられ、こうした考え方に基づいて地域産業の振興につなげていくことが期待されています。

Topics

グリーン経済、成長に向けた動き

○UNEP報告書

平成23(2011)年11月に国連環境計画(UNEP)が発表した報告書「グリーン経済を目指して」によれば、エネルギー供給業や農業、漁業等の主要な10の部門へ、年間2%の世界GDP(平成22(2010)年では約1.3兆ドル)を投資するだけで、環境に優しいグリーン経済へ移行できるとしています。そのシナリオの中では、エネルギーの効率化が進みエネルギー需要を平成32(2020)年には、通常のビジネスモデルより9%減らすことができ、その削減量は平成62(2050)年までには40%に達し、発電に係るコストが約7,600億ドル削減できるとされています。

○日本再生戦略

平成24(2012)年7月に閣議決定された日本再生戦略においては、従前の新経済成長戦略の内容の一部見直し「原発からグリーンへ」のエネルギー構造転換を強力に進める「グリーン成長戦略」が最重要戦略として位置づけられました。その中では、持続可能な新産業の創出や、グリーンイノベーションに併せた産業構造の進化により、エネルギー、自動車、交通、住宅、都市開発、医療などで横断的なイノベーションの連鎖を引き起こし、平成32(2020)年には50兆円以上の環境関連新規市場と140万人以上の環境分野の新規雇用を実現することとしています。

(2) 環境問題を取り巻く状況への対応

① 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の進行は、生態系や人類に悪影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

地球温暖化の科学的な評価をまとめたIPCC*1の第4次評価報告書では、世界平均気温の上昇は人為起源の温室効果ガス*2増加による可能性が非常に高く、今後20～30年の温室効果ガス削減努力が非常に重要だと指摘しています。削減を進めるには国際的な枠組みが重要ですが、平成23(2011)年のCOP17で、将来の法的枠組み構築に関する作業部会の立ち上げが決定されたところであり、早急な枠組みづくりが求められています。

一方、我が国の温室効果ガスの排出量をみると、平成22(2010)年度の総排出量は、12億5,800万トン(CO₂換算)で、基準年(1990年)比で0.3%の減少となっており、森林吸収量等も加味すると、京都議定書の削減約束を達成している状況ですが、東日本大震災後の排出量の見通しは不透明となっています。また、平成32(2020)年度の排出量削減目標値を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案の成立は見送られ、改めて平成25(2013)年以降の温暖化対策の計画が策定される見通しとなっていますが、再生可能エネルギーの利用促進を図るための固定価格買取制度や、地球温暖化対策のための税の導入などの新たな対策も始まっています。

こうした震災後のエネルギー等をめぐる環境変化を踏まえ、太陽光、バイオマス*3、中小規模水力などの地域分散型新エネルギーの地産拡大を進めるとともに、節電・省エネルギーを一層推進し、資源やエネルギーを大量消費するライフスタイルから、環境負荷の少ないライフスタイルへ転換することや、森林等の吸収源対策を推進することが必要になっています。

*1気候変動に関する政府間パネル(IPCC):Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力のもと、昭和63年に設立された機関。CO₂等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成19(2007)年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。

*2温室効果ガス:GHG(Greenhouse Gases)と略される。太陽光により加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。「気候変動枠組条約第3回締約国会議」では、CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。

*3バイオマス:Biomass。本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。

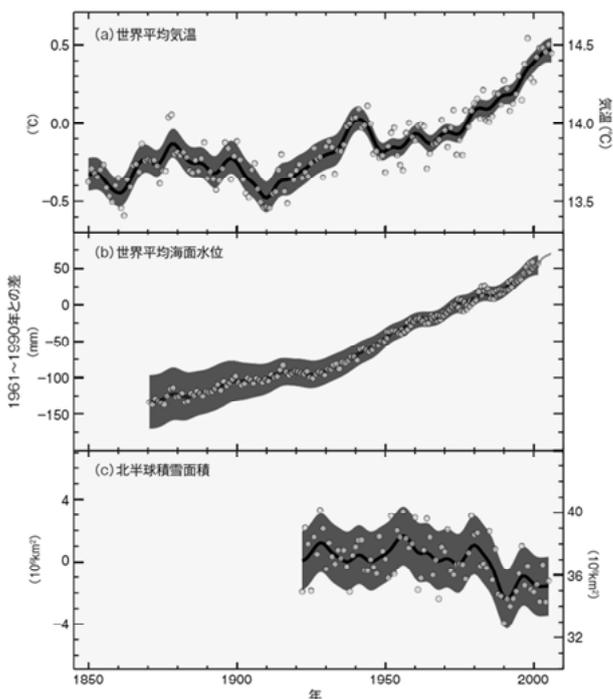
解説

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(概要)

平成19(2007)年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が発表した第4次評価報告書では、温暖化には疑う余地がないこと、世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いことを明言し、次のことが指摘されています。

- ・ 世界の平均気温が、過去100年間で0.74℃、平均海面水位は17cm上昇し、近年その傾向は加速しており、最悪の場合、21世紀末には気温が2.4～6.4℃上昇する*3。
- ・ 気温が1980-1999年の期間と比較して1.5～2.5℃を超えて上昇した場合、動植物種の約20～30%が絶滅の危機に直面する恐れがあり、1～3℃を超えて上昇すると世界的な食糧生産量が減少し、1990年レベルより約2～3℃以上に上昇した場合、すべての地域で悪影響が大きくなる可能性が非常に高い。
- ・ 省資源・環境配慮重視の循環型社会を実現すれば、気候変動のリスクを大きく低減することが可能であり、今後20～30年の温室効果ガス削減努力が非常に重要である。

図1-3-2 気温、海面水位及び北半球の積雪面積の変化



(a) 世界平均地上気温; (b) 潮位計(青)と衛星(赤)データによる世界平均海面水位の上昇; (c) 3月～4月における北半球の積雪面積それぞれの観測値の変化。すべての変化は、1961年～1990年の平均からの差である。滑らかな曲線は10年平均値、陰影部は平均値の不確実性の幅、丸印は各年の値をそれぞれ示す。
資料: IPCC第4次評価報告書

*3気温が最大2.4～6.4℃上昇する: IPCC第4次報告では、気候変化のシミュレーションに当たり、いくつかのパターンの温室効果ガス排出シナリオを設定し、シナリオごとに気温上昇の見積数値と可能性が高い予測幅を示している。シナリオの中で、化石エネルギー重視による世界的な高度経済成長が続くパターンの場合、気温上昇は4.0℃と予測され、可能性が高い予測幅は2.4～6.4℃である。ちなみに、温室効果ガスの濃度を2000(平成12)年のレベルにとどめることができた場合、気温上昇は0.6℃、可能性の高い予測幅は0.3～0.9℃とされている。

Topics	<p>地球温暖化に対応するための国際的な枠組み</p> <p>地球温暖化に対応するための国際的な枠組みとしては、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、平成9(1997)年12月に「京都議定書*1」が採択(平成17(2005)年2月発効)されました。京都議定書は先進国全体の2008年から2012年までの温室効果ガス排出量を、基準年(1990年)比で少なくとも5%削減することを目標に、各国ごとの数値目標を定めており、我が国は6%削減を約束しました。</p> <p>京都議定書第一約束期間以降(2013年～)の目標や取組については、いろいろな局面で議論されてきましたが、平成23(2011)年11月から12月に開催されたCOP17では、将来の法的枠組みの構築に関する新しいプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも平成27(2015)年中に作業を終えて平成32(2020)年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。なお、京都議定書に関して、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、主要排出国の参加が見送られたことから、我が国は参加していません。</p>
--------	---

② 循環型社会の構築

昭和45年に廃棄物の適正処理等について規定する「廃棄物処理法」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、平成3年に製品の省資源化・長寿命化等について規定する「資源有効利用促進法」(資源の有効な利用の促進に関する法律)がそれぞれ制定されるとともに、平成12年には循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「循環型社会基本法」(循環型社会形成推進基本法)が制定され、また、個別品目についても、容器包装、家電、建設、食品、自動車の5つのリサイクル関連法*2が制定されました。こうした法整備により循環型社会の実現に向けた仕組みが構築され、リサイクル率の増加や最終処分量の減少などにおいて一定の効果がみられました。さらに、平成24年8月には携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電についても再資源化を促進する法律が成立しています。

しかしながら、一般廃棄物については依然として最終処分場を有していない市町村が多く、また、産業廃棄物については最終処分場の残余年数が少なく新規建設も難しい状況が続いていることから、排出量のさらなる削減や不適正処理への対応などが急務であり、地球環境問題や世界的資源制約の顕在化への対応も必要となっています。

*1京都議定書: 地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、1997(平成9)年12月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類(CO₂など6種類)、国別の削減数値目標や削減方策等が定められた。

*2リサイクル関連法: 一般に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法、平成12年4月から完全施行)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法、平成13年4月から完全施行)、「使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成25年4月から施行予定)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法、平成14年5月から完全施行)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法、平成13年5月から完全施行)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法、平成17年1月から完全施行)の5つの法律をいう。

循環型社会を形成していくためには、資源の有効利用や廃棄物の再生利用を推進するための取組や技術開発を進めるとともに、県民一人ひとりが「もったいない*1」意識を持ち、3R*2(発生抑制:リデュース、再使用:リユース、再生利用:リサイクル)を実践するライフスタイルへ転換しなければなりません。

③ 環境教育・環境学習の充実

地球温暖化や廃棄物の飽和、森林の破壊、砂漠化など、今日の環境問題は人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題となっています。その解決には、環境への負荷を低減するための法整備や新エネ・省エネ技術の開発などとともに、一人ひとりが、地域の環境保全活動に自主的・主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、一人ひとりへの意識付けのための機会を積極的に提供するとともに、地域に存在する資源を発見し活用しながら環境保全活動を行うボランティアやNPOなどを養成し、それらをつなぐネットワークをつくり、交流を進めていくことが必要です。

環境教育・環境学習は、そうした活動を促す有効な手段と考えられており、我が国では環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成15(2003)年に「環境保全活動・環境教育推進法」(現「環境教育等促進法」)を制定しました。

また、国際的にも第57回国連総会では、日本政府の提案により、平成17(2005)年から平成26(2014)年までを「持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案が満場一致で採択され、各国政府、国際機関、NPO、企業等が連携を図りながら、環境教育・環境学習を推進することとされています。

持続可能な社会を構築するためには、子どもから大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、様々な環境問題を自らの実感として理解し、解決する能力を身に付け、環境保全活動などを通じて実践できるよう、体系的な環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

Topics

持続可能な開発のための教育(ESD、Education for Sustainable Development)

「持続可能な開発」とは、現代及び将来世代の人びとが安心して暮らすことのできる社会を構築するため、世代間・地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困撲滅、環境保全等を重視した「開発」のあり方をいいます。そしてその実現のため、一人ひとりが社会づくりの担い手

*1もったいない:ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣ワンガリ・マータイさんは、日本語の「もったいない」という言葉に3R(後述)の精神がこめられていることに深い感銘を受け、国連本部での「国連婦人の地位向上委員会」で行った演説で紹介したことから、全国的に「もったいない」は循環型社会に関するキャンペーンのキーワードとして用いられている。

*23R:スリーアールと読む。廃棄物の発生抑制(リデュース、Reduce)、再使用(リユース、Reuse)、再生利用(リサイクル、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備されていった。

として必要な力や考え方を育むこと、それが「持続可能な開発のための教育(ESD)」です。

国連は、平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」と決め、これを受け、日本では平成18(2006)年3月に「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を策定しました。この実施計画の中では、我が国における10年の初期段階における重点的取組事項として、普及啓発、地域における実践、高等教育機関における取組が掲げられています。

ESDに関する地域の拠点(RCE)として、国連大学は世界で35か所の地域を認定しており、本県では、岡山RCEがその一つとして認定されています。その他にも県内の大学や市民団体等が様々なESD活動に取り組んでいますが、中でも岡山市京山地区は、全国14地域で展開されている環境省の「国連ESDの10年促進事業」の一つに採択されています。

また、最終年となる平成26(2014)年には、我が国で「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が開催され、岡山市において、ユネスコスクール世界大会や持続可能な開発のための教育に関する拠点の会議など各種ステークホルダーの主たる会合が開催されます。

④ 生物多様性を育む豊かな自然の継承

生物多様性とは、全ての生きものの中に違いがあることです。様々な個性を持つ生きものが共生し影響し合って豊かな自然が形成され、人間の暮らしを支えてきましたが、その一方で、熱帯雨林などの生態系の破壊が世界各地で進み、多くの生きものが危機的状況に陥っています。

こうした中、平成4(1992)年に「生物多様性に関する条約」が採択され、平成20(2008)年には我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示した「生物多様性基本法」が制定されました。

人類共通の財産である生物多様性を確保し、その恵みを将来にわたって享受できるよう、この豊かな自然環境を次世代に引き継いでいかなければなりません。

Topics	生物多様性	※内容は今後調整
<p>「生物の多様性に関する条約」では、生物多様性を全ての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種(種間)の多様性、遺伝子(種内)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。</p>		
・「生態系の多様性」…	<p>あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息・生育する生きものを含めて総合的なシステムと見た場合、それを生態系といいます。「生態系の多様性」とは、森林、湿原、河川、干潟など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。地球上には熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地帯まで様々な環境があり、生態系は、それぞれの地域の環境に応じて、長い歴史の中で形成されてきたものです。</p>	
・「種の多様性」…	<p>様々な自然の中に、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどたくさんの種の生きものが生息・生育していることです。</p>	
・「遺伝子の多様性」…	<p>同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。異なる遺伝子を持つことにより、様々な個性が生まれま</p>	

す。

地球上には、森林、湿原、河川、干潟など様々な自然があり、これらの様々な自然環境に適応して進化した多くの生き物が、食物連鎖などを通じてお互いにつながり合い、バランスを保ちながら長い年月をかけ、恵み豊かな自然を形成してきました。この様々な生命が共存している恵み豊かな自然こそが、「生物多様性」そのものと言えます。

本県では、平成23(2011)年2月に策定した、第4次となる「岡山県自然保護基本計画」において「自然との共生～生物多様性を育む豊かな自然の継承～」を計画目標に定め、平成25年度には、この目標等を踏まえて「生物多様性おかやま戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を進めています。

また、本県は中国山地から瀬戸内海に至る様々な自然環境を有し、長い歴史の中で、人が自然に適度に働きかけることにより、それぞれの地域に特有の自然が形成され、自然から様々な恵みを受けるとともに、その恵みから郷土色豊かな文化を育んできました。本県の特性を踏まえて、推進していく必要があります。

⑤ 安全・安心な生活環境の確保

我が国では、昭和40年代の急速な工業化の進展等に伴い、深刻な公害が発生し、各地で多くの健康被害をもたらすなど社会問題となりました。これに対し、国や地方自治体による法整備や規制により公害問題は大きく改善しましたが、依然として環境基準を達成していない光化学オキシダント等の問題が残されています。

一方、都市化の進展や生活様式の変化により、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁など都市・生活型公害と呼ばれる環境問題も発生しています。

また近年では、継続的に摂取することにより健康への影響が懸念されている有害大気汚染物質、水環境中の内分泌かく乱化学物質などの問題が指摘されています。このうち、ダイオキシン類や土壌・地下水汚染については、環境基準の設定、各個別法等による規制等、汚染拡大防止等の対応が図られてきていますが、アスベストや一部の化学物質などのように、十分な科学的知見がなかった過去において広く使用されていた物質が、今後、私たちの生活に負の遺産として思わぬ影響を与える可能性があります。

こうした問題に対しては、国や専門機関等との連携を強化し、環境の状況把握、問題の調査・原因究明、対策の立案・推進による課題解決など十分な対応を講じて行く必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、放射能に関して国民の間に不安を感じている人が増えてきており、その不安感の払拭を図る必要があります。

⑥ 事業活動における環境配慮

近年、企業では、ステークホルダーといわれる顧客、株主、投資家、金融機

関、地域住民、従業員などとの関係を見直し、CSR*1(企業の社会的責任)を企業戦略の一環として事業の中核にとらえるようになってきています。特に、環境問題が深刻化している今日、企業の環境への対応は、ステークホルダーの関心も高く、売上や株価、資金調達、雇用等の企業活動にも影響することから、競争力強化の手段として積極的に取り組み、ISO14001*2やエコアクション21*3などの環境マネジメントシステム*4の認証を取得する企業や、従来からの環境報告書を発展させ、事業活動の社会的な側面についてまとめたCSRレポートを発行する企業が増加しています。

持続可能な社会の構築に向けて、今後、CSRなどを通じた事業活動における環境配慮をより一層浸透させていくためには、企業のこうした取組を社会が正当に評価し、促進していく仕組みづくりが必要です。

<p>Topics</p> <p style="text-align: center;">環境配慮促進法</p> <p>平成17年に環境報告書の普及促進を図る環境配慮促進法が制定され、これは・・・</p>
--

4 計画期間

計画期間は、平成20(2008)年度から平成32(2020)年度までとし、長期的な視野に立って第2章に掲げる本計画の目指すべき姿の実現を図ります。

また、第4章の重点プログラムについては、平成28(2016)年度を目標年次として実施します。

5 計画の構成

第1章では、本計画策定の背景や計画期間等の基本的事項を示します。

第2章では、本計画において実現を目指す姿を提示するとともに、目指すべき姿と具体的な将来の社会や地域のイメージを明らかにします。

第3章では、第2章に掲げる姿の実現のため取り組む目標ごとに、現状と課題を

*1CSR: Corporate Social Responsibility。持続可能な社会を構築するため、社会を構成する一員である企業は、経済だけでなく、社会、環境、人権、コンプライアンスなど様々なテーマに積極的に取り組み、責任を果たすべきであるという考え方。

*2ISO14001: ISO(国際標準化機構、International Organization for Standardization)の環境マネジメントシステム(後述)規格。Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Act(改善)といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

*3エコアクション21: ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

*4環境マネジメントシステム: 事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。

踏まえた主要施策を示します。

第4章では、第3章に掲げた主要施策のうち、平成28(2016)年度までに重点的に実施すべき施策・事業等について、具体的な事業の内容と、努力目標としての指標を示します。

第5章では、計画全体を円滑かつ効果的に推進するための取組や推進体制等を示します。

第2章 計画の目指すべき姿

1 計画により目指すべき将来

本計画では、県民、環境NPO、事業者、行政などが共通の認識を持ち、社会全ての構成員の参加と協働により環境保全への不断の取組が継続され、さらに、環境を核とした地域の活性化や地域産業の実現がなされている社会、即ち

「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」

を目指すべき姿とし、その実現に向け、

「地域から取り組む地球環境の保全」

「循環型社会の形成」

「安全な生活環境の確保」

「自然と共生した社会の実現」

の4つを基本目標として掲げ、総合的かつ戦略的に施策を実施していきます。

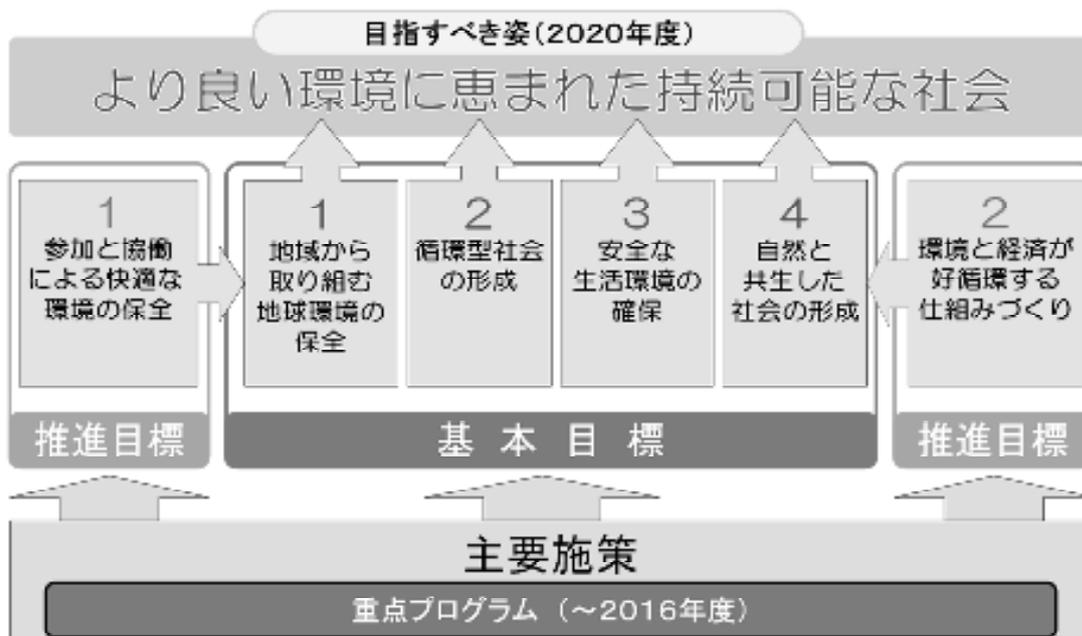
また、これらの基本目標を効果的・効率的に推進していく上で、県民が環境や協働に対する意識を持ち行動すること、さらには、環境と経済が調和し好循環することが大きな推進力となることから、

「参加と協働による快適な環境の保全」

「環境と経済が好循環する仕組みづくり」

の2つを推進目標として掲げ、基本目標を横断する施策を実施することとします。

図2-1-1
計画の体系図



2 目指す将来のイメージ

(1) 環境の側面ごとにみた社会のイメージ

本計画で目指す「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」は、環境の側面ごとにみると次のような社会してとらえることができます。

① 地域から地球環境の保全に取り組む社会

すべての県民や事業者が地球温暖化をはじめとする地球環境問題の重要性を共有し、家庭や事業所等において、省エネルギー型機器の導入や節電、公共交通機関の利用等の省エネルギー行動が定着し、資源やエネルギーを浪費しないライフスタイルや事業活動が定着しています。

さらに、NPOや企業など様々な主体による、太陽光・小水力・バイオマスなどの新エネルギーの地産拡大が進んだ結果、地域分散型のエネルギーシステムが確立され、温室効果ガス排出量も大きく削減されています。

これらの結果、新エネルギーを活用した豊かな生活と活発な経済活動が展開されています。

② 資源が効率的に活用される社会

経済成長を最優先した大量生産・大量消費型社会から脱却し、県民・事業者等による、ごみを減らす、再使用する、再生利用するといった自主的な3Rの取組が社会に定着するとともに、バイオマスなどの未利用資源の有効活用やエコ製品の普及が進み、循環型社会が形成されています。

こうした結果、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量、最終処分量が大幅に減少する一方で、リサイクル率が大幅に向上し、廃棄物処理による環境への負荷が大きく低減されるとともに、廃棄物の不法投棄や不適正処理などがなくなっています。

③ 安全な生活環境が保全されている社会

公害防止のための技術導入、測定監視及び公共下水道等の整備が一層進み、大気や河川・湖沼等の水質が改善され、県民の健康に不安を与えない、良好で安全な状態に保たれています。また、ダイオキシン類*1等の有害化学物質やアスベスト、環境放射線、騒音、振動、悪臭など生活の平穏や快適性を損なう要因は、適切に抑制、監視されています。

併せて、良好な環境を次世代へ継承していくための意識が醸成され、体制も整い、安全で平穏な生活環境が確保されています。

④ 自然と共生した社会

*1ダイオキシン類:Dioxins。ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、高濃度の暴露においては、人に対する発がん性があるとされている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、環境基準、ダイオキシン類の排出規制、環境調査の実施等が定められている。

県民一人ひとりが自然保護や生物多様性の重要性を認識し、県内の優れた自然環境が保全され、地域の特性に応じたよりきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。

森林が持つ多面的機能が県民に豊かな暮らしを提供し、将来にわたる県民共有の財産として、森林の適正な整備や保全が図られています。

また、多くの県民が身近な自然とのふれあいやニューツリズムなどを通じて、安らぎや潤いを実感しています。

(2) 地域ごとにみた社会のイメージ

また本県は、中国山地から瀬戸内海まで変化に富んだ多様・多彩な地域により構成されています。その自然条件や社会環境、人口構成等は大きく異なっており、目指す「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」のあり様も、それぞれの地域において異なります。

地域ごとにみた達成すべき具体的なイメージは次のとおりです。

① 中国山地エリア

自然公園^{*1}をはじめとして優れた景観や自然環境が保全され、温泉、キャンプ、スキーなど、四季折々の自然とふれあい、自然を楽しむための県民の憩いの場として親しまれています。整備された豊かな森林は、三大河川の水源やCO₂の吸収源、バイオマスの供給源として重要な役割を果たし、また、こうした森林の重要性が広く知られ、県民共有の財産として、下流域のボランティアや環境NPO等の参加による森林づくりや管理が行われています。

従来からの自然と調和した特色ある農林業とともに、地域の未利用バイオマスを活用した環境ビジネスや自然と親しむエコツアー^{*2}など、新たな産業が地域経済を支える大きな柱に育っています。

② 吉備高原里山エリア

長い年月にわたる人と自然とのかかわりにより形成されてきた棚田や集落の景観が、ふるさと岡山の原風景として多くの県民から愛されています。多様な生物をはぐくみ、ふるさとのシンボルとなっている里地・里山等は、地域の人々の身近な生活環境の一部としてだけでなく、都市に住む人々が自然とふれあう場として、また環境学習の場として活用されています。

こうした里地・里山は、環境への負荷が少ない環境保全型農業生産に積極的に活用されることにより、生物多様性保全を含む多面的機能が維持、保全されています。また、里地・里山など生活と密着した自然環境の管理や水路の維持管理等、一般家庭を巻き込んだリサイクル活動等が、歴史的な伝統行事と同

*1自然公園：昭和6年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。

*2エコツアー：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方である「エコツーリズム」の考え方を実践するためのツアー。

様に、地域を豊かにするための活動として、地域コミュニティによって積極的に担われています。

③ 市街地・田園エリア

都市部は、公園や街路樹などの緑化や水辺づくりとともに、効率的な空間利用が進んだコンパクトで環境負荷が小さく、魅力とにぎわいが感じられる景観が形成されています。また、エコドライブ意識や公共交通機関の利便性の向上等による自動車の適切な利用や、オフィスにおける省エネ意識の定着や省エネ・新エネ機器の積極的な導入により、CO₂の排出量が低下するとともに大気環境やヒートアイランド現象*1が改善しています。

郊外の住宅地域や田園地域においても、省エネ性能の高い住宅や省エネ型家電製品等の普及とともに、積極的な3Rやグリーン購入*2の実践により、資源・エネルギーの消費やごみの排出が減少しています。また、地域ぐるみで落書きやごみのポイ捨て防止に取り組み、まちの美観や清潔、安全・安心の向上に結びついています。

事業者や工場等は、CSR活動として環境保全面での社会貢献に積極的に取り組み、自らの事業に関しても環境に対する配慮を経営における重要な課題として認識し、環境マネジメントシステムに基づきCO₂や汚染物質、廃棄物の排出削減、循環資源の利用促進や環境効率性の向上など、環境への負荷の低減に積極的に努める一方、環境技術の研究開発や新たな環境ビジネスへの積極的な参入が行われています。

④ 瀬戸内海エリア

下水道の整備等により、生活排水等を原因とする汚濁物質が減少し、瀬戸内海や児島湖の水質が改善しています。また、日本を代表する国立公園である瀬戸内海や児島湖の景観や良好な水辺環境を守るため、地域住民やボランティア、環境NPOによる清掃活動や環境学習等が行われています。

瀬戸内海の魅力ある海辺づくりが進むとともに、藻場、干潟の再生など海域環境の修復により、魚介類などの生息環境が改善しています。この結果、漁業の活性化だけでなく、多くの人々がマリンスポーツや海水浴、海釣り、環境学習等で海に親しむ場が増加しています。

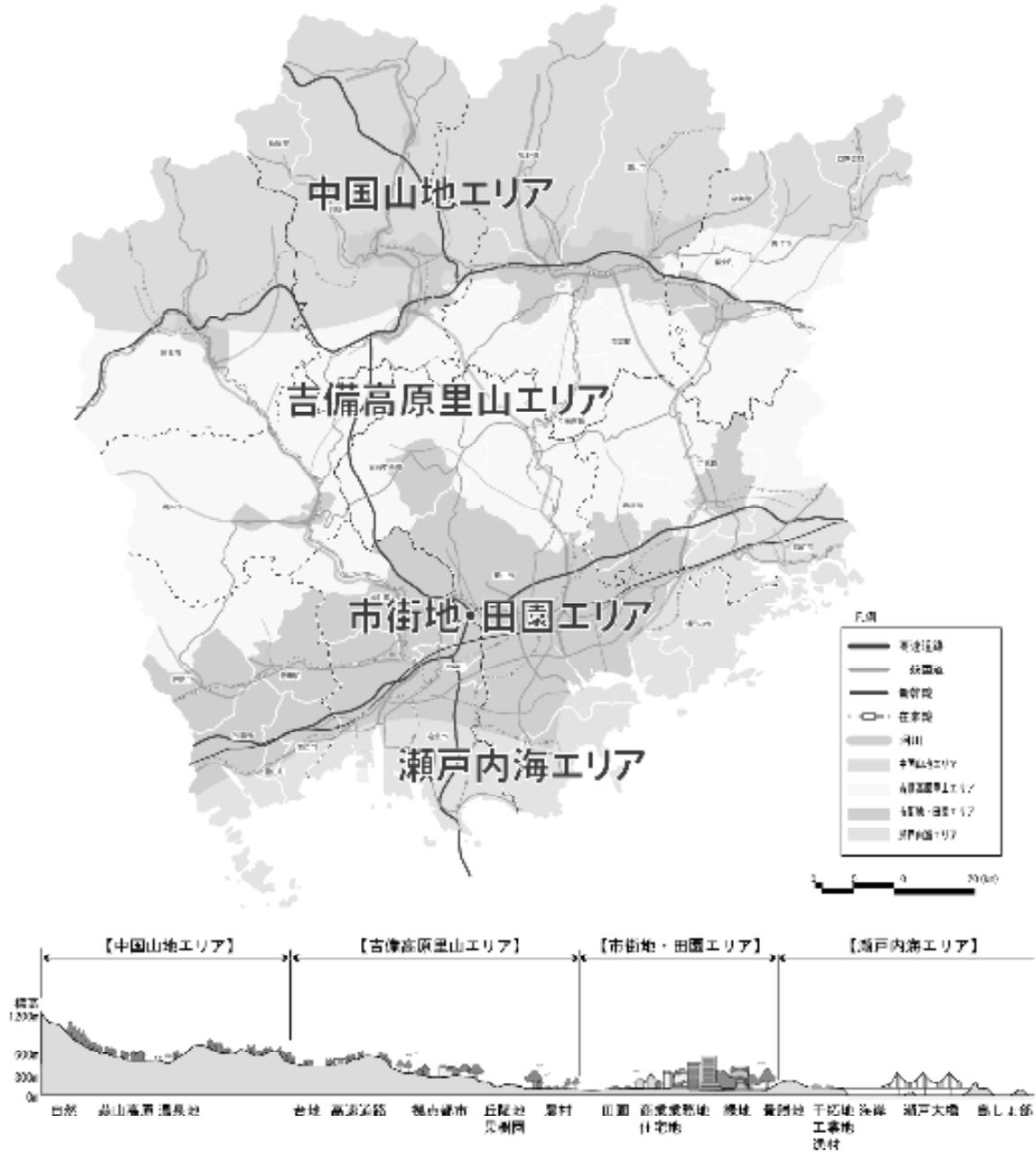
水質が改善した児島湖は、市街地に近い貴重な水辺として、また、野生動物のオアシスとして、地域住民の憩いの場となるとともに、住民等との協働によ

*1ヒートアイランド現象：Heat Island。都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。

*2グリーン購入：環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度「岡山県グリーン調達ガイドライン」を策定し、グリーン購入を行っている。

るアダプト*1活動等が盛んに行われています。

図2-2-1 地域の区分



*1アダプト：県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子(英語でadopt)とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。

第3章 主要施策

1 基本目標

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

○現状と課題

【地球温暖化対策】

本県では、平成14(2002)年3月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定し、省エネルギーの促進による排出抑制対策や吸収源対策を進めてきましたが、平成20(2008)年度の温室効果ガス排出量は、基準年比4.2%増の5,166万トンとなっています。金融危機の影響で産業部門の排出量は減少したものの、家庭やオフィス等の民生部門及び運輸部門の排出量が増加している状況にあり、排出量の約7割を占める産業部門において原単位当たりの排出削減を一層進めるとともに、省エネルギー型ライフスタイルへの転換や環境性能に優れた自動車の導入等を進め、民生部門、運輸部門の改善を図っていく必要があります。同時にエネルギー政策の見直しを踏まえ、本県に適した地域分散型の新エネルギー導入を拡大することも大切です。

図3-1-1 岡山県内の温室効果ガス排出量（単位：万t-CO₂）

区 分	基準年度 112年度 (1990年度)	1120年度 (2008年度)	基 準 年度比 増減率	構 成 割合
二 酸 化 炭 素				
産業部門	3,633	3,516	△ 3.2%	68.1%
民生部門	517	813	△ 57.2%	15.7%
家庭	247	353	△ 55.3%	7.4%
業務その他	270	429	△ 59.0%	8.3%
運輸部門	406	513	△ 26.2%	9.9%
工業プロセス	228	158	△ 30.5%	3.1%
廃棄物部門	46	67	△ 44.3%	1.3%
合 計	4,831	5,068	4.9%	98.1%
メタン等	125	98	△ 21.6%	1.9%
合 計	4,956	5,166	4.2%	100%
全 国	1,261百万t	1,281百万t	1.5%	

※：端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

このように広範な対策が必要となっている状況を踏まえ、平成23(2011)年に策定した県の新たな行動計画では、「低炭素ものづくり県の構築」、「緑の成長推進県への挑戦」、「エネルギー地産推進県の追求」のほか、「県民総参加体制の構築」を目指すべき方向性として位置づけたところであり、県民、事業者、行政など各主体が丸となって、温暖化対策の様々な取組を徹底していくことが重要です。

【酸性雨対策】

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物*1(SO_x)や窒素酸化物*2(NO_x)などの酸性物質が、雨や雪に溶け込んで地表に降ってくる現象で

*1硫黄酸化物：石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。

*2窒素酸化物：物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NO_x)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダント(後述)を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

す。
本県では、年平均でpH4.5～5.6の酸性状態が継続しており、酸性度の著しい変化はみられません。今後も引き続き監視を行う必要があります。

【国際貢献】

アジア諸国は、飛躍的な経済成長が進んでいる地域であり、これらの国々が環境と経済を両立させながら発展することは、温暖化をはじめとする地球環境問題解決のためにも重要です。

現在、岡山県でも教育や産業などの分野で様々な国際交流が行われていますが、環境の分野においても、こうした国々からの研修生の受入等により、本県の深刻な公害問題の解決に一定の成果を上げた経験や、岡山エコタウンプランにより廃棄物や廃熱を資源として活用していく取組などを積極的に紹介していくことは、国際貢献の面でも有意義です。

○代表的な指標

項 目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現 況 平成23年度 (2011年度)	目 標 平成32年度 (2020年度)
製造品出荷額当たりの エネルギー消費量 (GJ*1/百万円)	77.4 (H16)	54.1 (H20)	61.9 (20%減)
CO ₂ 換算 ※ (kg-CO ₂ /百万円)	4,703 (H16)	3,448 (H20)	3,668 (22%減)
業務その他部門の床面 積当たりのエネルギー 消費量(MJ/m ²)	962 (H16)	956 (H20)	770 (20%減)
CO ₂ 換算 (kg-CO ₂ /m ²)	134.4 (H16)	141.0 (H20)	112.9 (16%減)
1世帯当たりのエネルギー 消費量(GJ)	41.9 (H16)	35.8 (H20)	33.6 (20%減)
CO ₂ 換算 (kg-CO ₂)	5,287 (H16)	4,952 (H20)	4,335 (18%減)
自家用車1台当たりの エネルギー消費量(GJ)	35.9 (H16)	34.8 (H20)	26.9 (25%減)

*1J:ジュール(J)とは、仕事量・熱量・エネルギーの単位。1 MJ(メガジュール)は100万ジュール、1 GJ(ギガジュール)は10億ジュール。1ワットの電気が1秒間に発生する熱量を1ジュール/秒といい、100ワットの電球を点灯する時間を1日1時間短くすると360 kJ、1年では約131 MJ節約できることになる。例えば、こまめにテレビ(28インチ)を消し1日の視聴時間を1時間短くする、エアコンの冷房温度を1℃上げ、暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると、1年間ではエネルギーを約660 MJ(0.66 GJ)削減できる。(財)省エネルギーセンター「ライフスタイルチェック25」より作成)

CO ₂ 換算 (kg-CO ₂)	2,420 (H16)	2,340 (H20)	1,810 (25%減)
---	----------------	----------------	-----------------

※エネルギー(電力、燃料等)ごとに排出量は違い、また平成32年度に想定するエネルギーの構成は平成16年度とは異なる。このため、エネルギー消費量とそのCO₂換算量の削減割合は、同一とならない。

○主要施策

【地球温暖化対策】

《新エネルギーの導入促進》

■太陽光発電の導入促進

晴れの国の長を生かし、県有施設等を活用した大規模太陽光発電設備の設置やメガソーラーの誘致、住宅における発電設備の導入促進など様々な取組を通じて、本県における太陽光発電量の飛躍的な増大を図ります。

■(新)小水力発電の導入促進

県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用した小水力発電の普及を図るため、県内企業と連携した実証実験等を進めながら、地域で使用する電力を生み出す地産拡大を進めます。

■バイオマスエネルギーの利用拡大

実用化や利用拡大に向けた取組が進められているバイオエタノールや木質ペレット、バイオガスなどのバイオマスを利用した燃料は、カーボンニュートラルな燃料としてCO₂の排出抑制につながることから、利用の拡大を図り、エネルギーの地産地消を目指します。

■(新)新エネルギーの普及啓発等

新エネルギー関係情報の提供やセミナーの開催等の普及啓発活動を実施することにより、地域への新エネルギー関係設備の導入に対する理解や意欲、新エネルギー活用の気運の拡大を図りながら、住宅への太陽光発電設備等の設置を促します。

また、市民共同発電所の取組のほか、新エネルギー産業クラスターの形成やスマートタウン構想の推進などにより、新エネルギーを活用した取組や事業の拡大を図ります。

《省エネルギーの推進》

■建築物等の省エネルギー化の促進

工場・ビル等の新築・増改築時の省エネ化や壁面緑化などを促進するとともに、県有施設においても県自らが率先し節電・省エネルギーに取り組みます。

■産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進

事業者による温室効果ガスの自主的・計画的な排出抑制を促進するため、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用等を図るとともに、競争力強化と省エネルギー推進の観点から、総合特区制度を活用してコンビナートの高効率・省資源化を促します。

■省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

県民・事業者が地球温暖化防止のための自主的な取組の目標を定め、実践するアースキーパーメンバーシップ会員の拡大や、クールビズ・ウォームビズ県民運動の展開、エコドライブの推進などにより、環境負荷の少ない省エネ重視のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換と定着を推進します。

■省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大

家庭における省エネを促進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るとともに、省エネ型機器の導入や消費電力の「見える化」を推進します。

■地産地消の推進

地産地消は、生産地と消費地が近くなることによりフードマイレージ(移動重量×移動距離)を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、地産地消運動等の実施により、生産者と消費者の相互理解を深め、県産農水産物の安定供給と消費拡大を図ります。

■低公害車の導入促進

低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低排出ガス認定車)の普及を促進していくため、県公用車の低公害車への代替を進めるとともに、優遇措置等について県民・事業者への周知を図り、導入を促進します。また、民間等で導入が進みつつある電気自動車については蓄電機能など新たな可能性にも着目しながら産学官で協働して普及促進に取り組みます。

■公共交通機関等の利用促進

環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用促進により、CO₂や大気汚染物質等の排出を抑制するとともに、県民の日常生活における交通手段を確保するため、地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上(ユニバーサルデザイン^{*1}の推進、LRT^{*2}の研究等)などに努めます。

■交通円滑化の推進

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路利用者に交通手段や経路等の変更を促す交通需要マネジメント施策^{*3}の実施、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図ります。

《フロン類対策》

■フロン類対策の推進

*1ユニバーサルデザイン: Universal Design。「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という幅広い意味で使われる概念。

*2LRT: Light Rail Transit。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性などの面で優れた特徴を有する次世代型路面電車システムのこと。

*3交通需要マネジメント施策: 自動車利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、都市や地域レベルでの道路交通混雑の緩和を図る手法のこと。例としては、パーク・アンド・ライド(後述)、公共交通機関や自転車等への転換などがある。

我が国では、オゾン層破壊物質である特定フロン*1については平成7年に生産が全廃されていますが、特定フロンに代え使用されている代替フロン*2は地球温暖化を促進するため、大気への放出を防ぎ、確実な回収を推進する必要があります。このため、「フロン回収・破壊法」等に基づく適正な回収等を推進します。

《吸収源対策》

■森林の保全

水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

■都市の緑化推進

都市の緑化はヒートアイランド対策としても有望視されていることから、事業所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。

【酸性雨対策】

■硫黄酸化物・窒素酸化物の排出抑制

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、国内での発生のみならず、国境を越えての飛来も懸念されているところであり、今後、企業等に対して工場等からの硫黄酸化物や窒素酸化物の一層の排出抑制を働きかけるとともに、継続して監視を行います。

【国際貢献】

■環境技術協力

アジア諸国における環境問題の解決を支援するため、技術者の派遣や研修員の受入等により環境技術協力を進めます。

*1特定フロン:オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。先進国においては1995(平成7)年限りで全廃された。

*2代替フロン:オゾン層破壊効果の高いフロン(CFCなど特定フロン)の代わりとなる物質の総称。オゾン層破壊性はない、もしくは少ないが、CO₂の100倍から1万倍の温室効果があることから、使用後は適切に回収する必要がある。

(2) 循環型社会の形成

○現状と課題

【3Rの推進】

本県では、平成13年に全国に先駆けて「循環型社会形成推進条例」を制定し、これに基づく各種施策を総合的・計画的に推進しています。また、平成24年2月に平成27年度を目標年次とする第3次岡山県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物・循環資源に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、地方公共団体等の役割を明らかにし、3Rの推進による循環型社会の形成のため、各種施策を実施しています。

さらに、産業廃棄物については、税という経済的負担を賦課することによる発生抑制等の効果を期待し、平成15年から「岡山県産業廃棄物処理税条例」を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の各種施策に充当しています。

これからは社会の仕組みを廃棄物などの発生抑制、資源の循環的利用の促進等により、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会に転換していく必要があります。

【グリーン購入等の推進】

県では、「循環型社会形成推進条例」に基づき、県内で生産されるリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として、認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッション^{*1}に積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に取り組んでいます。また、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品等の率先購入に努めています。

【廃棄物の適正処理の推進】

本県の平成22年度における一般廃棄物の排出量は約62万トン、最終処分量は約5万4千トン、産業廃棄物の排出量は約590万トン、最終処分量は約35万トンでした。

排出量、最終処分量は減少傾向にありますが、一方では依然として悪質な不法投棄や野焼きなどの不適正処理もみられ、こうした不適正処理は、環境にも大きな影響を与える場合があります。

また、産業廃棄物については、事業者処理責任のもとに県境を越えて広域的な処理が行われています。

廃棄物の適正処理の確保は、環境への負担軽減、処理の公平性の担保、さらには社会正義の実現のためにも重要であり、引き続き監視、指導の強化や、情報提供体制の充実などに取り組んでいく必要があります。

*1ゼロエミッション：産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、1994年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。

○代表的な指標

項 目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現 況 平成23年度 (2011年度)	目 標 平成32年度 (2020年度)
一般廃棄物の排出抑制 ・資源化率 ※ (%)	90 (H17)	93.1 (H22)	95
産業廃棄物の排出抑制 ・資源化率 (%)	93 (H17)	95 (H22)	95

$$\text{※排出抑制・資源化率} = \left(1 - \frac{\text{埋立処分量(t/年)}}{\text{平成17年度の排出量(t/年)}} \right) \times 100$$

この指標は本県独自のもので、分母を平成17年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするものである。

○主要施策

【3Rの推進】

《循環型社会に向けた意識の改革》

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

買物袋(マイバッグ)の持参、使い捨て製品の使用自粛など、消費者によるリデュースの取組を促進するため、暮らしのあらゆる場面において、ものの本来の値打ちを無駄にすることなく生かしていく「もったいない」の考え方に基づくライフスタイルへの変革を目指し、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」や民間団体等と連携しながら、「おかやま・もったいない運動」を展開していきます。

■循環資源情報の提供

循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理するため、岡山県環境保全事業団を「循環資源総合情報支援センター」に指定し、インターネットを活用して県民や民間団体等に必要な各種情報の受発信を行います。

《一般廃棄物の3R》

■一般廃棄物の3Rの推進

市町村には、その区域内の一般廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正な処分が求められていますが、社会経済的に効率的なものとなるよう努める必要があります。加えて、経済的インセンティブによる3Rの推進、住民の処理負担の公平化及び意識改革を進める必要があります。また、処理システムの変更や新規導入を図る際には、その必要性や利点を、住民や事業者に明確に説明することが必要となっています。

このため、市町村の処理に関する3Rの推進が図られるよう、必要な助言等を行います。

《産業廃棄物の3R》

■産業廃棄物の発生抑制

事業者において、製造工程の技術開発やリサイクルの研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた活発な取組が行われるよう支援します。

■循環資源の利活用促進

循環資源(汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類)を活用したリサイクルビジネスでは、技術シーズや素材が地域を越えて提供されることがあることから、産学官連携により広域的なネットワークを形成して循環資源の利活用を推進していきます。

また、各種リサイクル関連法の関係事業者への周知・徹底を図るとともに、引き続き公共工事における建設廃棄物の再資源化に努め、制度に則ったリサイクルを確実に推進します。

《岡山エコタウンの推進》

■岡山エコタウンプランの推進

岡山エコタウンプランに掲げるハード、ソフト事業の一層の展開を図るとともに、本県の各地域の産業特性を生かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル関連法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用するなど、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。

【グリーン購入等の推進】

■グリーン購入等の推進

県では、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品等の積極的な調達に取り組みます。

併せて、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、こうした制度の積極的なPRにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

【廃棄物の適正処理の推進】

■産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物排出事業者における排出抑制の取組を促進するため、「廃棄物処理法」に基づく指導・助言をきめ細かく行うとともに、排出事業者処理責任の徹底を図ります。また、処理業者に対しては、講習会の開催や立入検査等により、適正処理を徹底します。

■一般廃棄物の適正処理の推進

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が必要であり、ごみ処理広域化の具体化に向けて協議等を進めている市町村に必要な助言、技術的支援を行います。

■不法投棄の根絶

排出業者及び処理業者に対して、適正処理の意識高揚と処理技術の向上を指導します。また、違反者に対して厳正に対処することで廃棄物処理の公平性を担保し、社会正義を実現していきます。

■ 広域的な移動に対する対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われていますが、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、搬入の抑制、適正処理の確保等に努めます。

(3) 安全な生活環境の確保

○現状と課題

【大気環境の保全】

大気環境について、硫黄酸化物の排出量は、工場・事業場に対する規制の強化等により以前に比べて大きく減少し、近年では昭和40年代のピーク時と比較して約10%となっています。二酸化硫黄及び一酸化炭素は、すべての測定局で環境基準*1達成が維持されています。また、窒素酸化物の排出量は、都市部では自動車排ガスの割合が全体の約1/2を占めています。二酸化窒素の濃度は近年ほぼ横ばいで推移しており、ほとんどの測定局で環境基準を達成していますが、県南部の測定局で未達成となることがあります。光化学オキシダント*2は、すべての測定局で環境基準が未達成となっています。浮遊粒子状物質*3の濃度は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、平成22年度及び平成23年度は黄砂の影響から多くの測定局で環境基準が未達成となっています。

きれいな空気を保つためには、これまでどおり工場等の固定発生源の排出抑制とともに、自動車排ガス等の移動発生源対策を、県民、事業者、行政の協働で一層推進することが重要です。

【水環境の保全】

河川のBOD*4は平成23年度には、31水域のうち29水域で環境基準を達成しています。児島湖の水質については、依然としてCOD*5が環境基準を上回っていますが、ハード・ソフト両面の総合的な対策の効果が現れ、近年緩やかな水質改善傾向がみられます。

瀬戸内海の水質は横ばいの状況で、平成23年度には10水域のうち8水域でCODが環境基準を達成しています。

公共用水域のさらなる水質改善には、工場・事業場排水の徹底した管理、公共下水道等の普及促進による生活排水の適正処理が必須ですが、農地・市街地からの流

*1環境基準：健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。

*2光化学オキシダント：工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線の作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強く気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

*3浮遊粒子状物質：代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基準では、粒径10 μm以下のものと定義している。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下、1時間値が0.20 mg/m³以下、と定められている。

*4BOD：Biochemical Oxygen Demand。生物化学的酸素要求量。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。

*5COD：Chemical Oxygen Demand。化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンの光合成による酸素の影響等为了避免するため、BODではなくCODが用いられる。

出水対策や自然の浄化能力を活用した河川護岸、用・排水路の整備も必要です。

【騒音・振動の防止】

騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、それぞれ規制地域として22市町村が指定されていますが、今後順次指定を拡大する必要があります。

騒音の環境基準類型あてはめは19市町村に行われていますが、特に道路に面する地域で、すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は6割程度であり、道路構造の改善、交通システム、沿道の土地利用対策などの総合的な対策が必要です。

【土壌・地下水汚染対策】

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が昭和57年から全国各地で顕在化したことから、地下水に係る環境基準が設定され、水質汚濁防止法において常時監視が義務付けられるとともに、平成23年度の法改正で、事業者に対して有害物質貯蔵指定施設等の届出、構造基準等の遵守及び定期点検義務が課されたところです。

県の平成23年度の概況調査では、35地点のうち6地点で基準超過がみられたことから、周辺調査を実施し原因解明に努めるとともに、浄化対策等の進捗を継続的に監視しています。

土壌汚染についても、土壌汚染対策法の改正により有害物質使用特定施設廃止時の土壌調査義務に加え、土地の形質変更時の届出が義務付けられるなど規制が強化されており、県内では法に基づく区域に平成23年度末現在で5件指定されています。県では、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」により有害物質取扱事業者への土壌・地下水汚染発見時の報告を義務付け、汚染の拡大防止を図っています。

土壌・地下水の汚染事例については、汚染の除去等の必要な措置とともに監視及び汚染の未然防止のための措置が重要です。

【有害物質対策】

ダイオキシン類については、対策特別措置法の制定により、排出量が大幅に削減され、環境調査結果でも全地点で環境基準を十分に達成しています。

有害大気汚染物質*1については、一部地域でベンゼン*2が環境基準を超過していましたが、近年ではベンゼンを含めてすべての物質で環境基準や指針値を達成している状況です。ベンゼンの環境基準達成は、対策として、環境負荷低減条例で測定や削減計画の作成等の規制を設けるなど、排出量の削減に取り組んだ結果によるものですが、引き続き排出量削減を推進する必要があります。

環境中で残留性の高い化学物質については、国において有害性の研究が行われている段階ですが、本県でも環境濃度の経年的な把握に努めており、現在のところ全国の調査結果と比べ同等以下で特異的な状況でないことを確認しています。

また、事業者自らが事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等の把握・届出

*1有害大気汚染物質：継続的に摂取されると人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものであり、現在、ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの4物質について環境基準が設定されている。ほか、指針値が設定されるものを含めた健康リスクがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質）として23物質が選定されている。

*2ベンゼン：Benzene。農薬・塗料などの有機溶剤としての使用のほか、自動車排ガスや固定発生源（コークス炉、石油プラント等）から排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気環境基準は、年平均値が0.003 mg/m³以下であることと定められている。

を義務付けるPRTR*1制度による自主的な化学物質管理や届出データの集計結果を活用し、効果的な化学物質対策の一層の促進を図るとともに、有害化学物質による環境リスク低減のために、住民、事業者及び行政が情報を共有し、それぞれが果たすべき役割の認識と相互理解のためのリスクコミュニケーションを推進することも重要です。

【環境放射線の監視】

苫田郡鏡野町にある(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターでは、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術の研究開発を主として行っていますが、事業所の周辺環境を保全するために、環境放射線等の監視測定を行っています。

○代表的な指標

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
児島湖の水質(COD) (mg/l)	8.0	7.8	6.0
自動車保有台数に占める 低公害車の割合(%) (※変更前は低公害車 の台数 上段()内)	(233,831台) 29 (H19)	(379,529台) 50	(800,000台) 87

○主要施策

【大気環境の保全】

■自動車公害対策の実施

エコドライブ運動等を県民運動として展開するとともに、「ノーマイカーデー」の設定等により自動車の利用を抑制し、自動車に起因する大気汚染の防止を図ります。また、ディーゼル自動車の排出ガス対策として、環境負荷低減条例に基づき、指定地域内の特定事業者を指導します。

■低公害車の導入促進《再掲》

低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、メタノール自動車及び低排出ガス認定車)の普及を促進していくため、県公用車の低公害車への代替を進めるとともに、優遇措置等について県民・事業者への周知を図り導入を促進します。また、民間等で導入が進みつつある電気自動車については蓄

*1PRTR:Pollutant Release and Transfer Register。環境汚染物質排出移動登録のこと。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物として事業所外への移動量を、事業者が自ら把握して届け出るとともに、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。我が国では、平成11年にPRTR制度導入を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が制定され、平成14年4月から本格施行された。

電機能など新たな可能性にも着目しながら産学官で協働して普及促進に取り組みます。

■公共交通機関等の利用促進《再掲》

環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用促進により、CO₂や大気汚染物質等の排出を抑制するとともに、県民の日常生活における交通手段を確保するため、地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上(ユニバーサルデザイン化の推進、LRTの研究等)などに努めます。

■交通円滑化の推進《再掲》

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路利用者に交通手段や経路等の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図ります。

■大気汚染防止対策の実施

ばい煙発生施設等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理指導を行います。特に、夏期を中心とした5か月間を大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

■悪臭被害の防止

悪臭による生活環境への被害を防止するため、「悪臭防止法」に基づく規制地域を拡大します。なお、悪臭物質に多くの種類が存在し、かつ、様々なにおいの混じったケースでは、従来の特定悪臭物質による規制(特定悪臭物質濃度規制)のみでは対応が難しいため、臭気指数規制による規制地域の拡大を図ります。

【水環境の保全】

■森林の保全《再掲》

水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成します。また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

■河川等の保全対策の推進

生活排水対策、工場・事業場対策を推進するとともに、河川等の自然浄化機能の維持向上や森林の保全に努めます。併せて、広く県民等に対する清流保全意識の高揚を図るとともに、河川の保全活動の促進を図ります。

■湖沼水質保全対策の推進

児島湖については、「児島湖に係る湖沼水質保全計画」に掲げる生活排水対策や流出水対策、浄化用水の導入等により水質改善を図るとともに、アダプト推進事業や清掃活動、児島湖協働研究・環境学習など、県民との協働による事業の着実な推進により、水質目標値の達成に努めます。また、児島湖及び周辺一帯を自然豊かで県民が憩い楽しむ場とするための「児島湖水辺環境整備基本

計画」の推進を図ります。

■瀬戸内海の保全と再生

瀬戸内海特有の優れた自然景観を保全するとともに、自然海浜を保全し藻場・干潟の再生に取り組むなど豊かな自然を育む里海*1づくりに努めます。

また、埋立の協議に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考えを基本として対応します。

【騒音・振動の防止】

■道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策

道路交通騒音・振動については、関係町村と連携して測定を行うとともに、要請限度を超過した場合には、関係町村に対して騒音の防止について意見を述べます。

また、航空機騒音及び新幹線騒音・振動については、関係市と連携して測定を行うとともに、環境基準を達成するよう施策を講じます。

■工場・事業場等の騒音・振動の規制

町村意見をもとに規制地域を順次拡大します。また、町村合併により生じた同一自治体内の格差については、規制地域の見直しを進めます。

【土壌・地下水汚染対策】

■土壌・地下水汚染の防止

重金属や硝酸性窒素など、地下水に係る環境基準項目及び要監視項目について計画的に監視測定を実施します。

また、工場・事業場への立入検査等により、有害物質貯蔵指定施設等の構造基準等の遵守及び定期点検の実施の指導により土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

なお、土壌・地下水汚染を把握した事例にあつては、汚染の除去等の必要な措置の指導及び周辺井戸調査等の監視を継続します。

【有害物質対策】

■有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の環境への排出を抑制し、環境汚染の未然防止を図るため、大気・水質・土壌など環境中への排出量や汚染状況等を把握するとともに、「PRTR法」に基づく届出集計データなども活用し、身近で分かりやすい情報として提供します。

また、発生源の監視を充実させるとともに、適正な使用及び自主管理の徹底を指導します

■アスベスト対策の推進

関係団体や関係機関で構成する「アスベスト対策協議会」により協力・連絡体

*1里海：里山と同じように、人々の生活と結びつき、適度な人の力が加わることによって、環境や生物の生産力と多様性が維持されている身近な生活圏内の海のこと。海と人との望ましいつきあい方を表す言葉として、最近使用されるようになっている。

制の充実・強化を図り、アスベスト対策を総合的に推進します。また、アスベストによる健康への不安を解消するため、情報の迅速、適切な提供及び県民相談等の継続実施に努めます。

【環境放射線の監視】

■環境放射線の監視

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、観測局における監視測定、定期的に試料を採取して行うサンプリング測定を継続して実施します。

また、かつての探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場等、監視の必要があると思われる地点における、環境放射線等についても、監視測定を継続して実施します。

(4) 自然と共生した社会の形成

○現状と課題

【豊かな自然環境の保護】

本県の豊かな自然環境は、多くの野生動植物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを与えてくれます。こうした豊かな自然環境は、県民共有の財産であり、エコロジカルネットワーク^{*1}の考え方も踏まえながら、より良い形で次代に引き継いでいくことが重要です。

【野生生物の保護】

近年、様々な人間活動がかけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕しています。一方では、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えとともに、オオクチバスやヌートリア等の外来生物による生態系や農林水産業等への悪影響が懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすとともに、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、人と自然の共生関係を構築することが求められています。

【自然とのふれあいの推進】

自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に関する理解と関心を深め、環境を大切にする心を育む上でも重要な意義を有しています。特に、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供することは重要であり、身近な自然とのふれあいに対する県民ニーズは年々高まってきています。このため、自然とのふれあいの場の整備と管理を十分行い、その機会を増やしていく必要があります。

【水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出】

県内には、吉井川、旭川、高梁川の一級河川をはじめ、多様な水辺環境が存在し、多くの生物が生息するとともに、県民に安らぎと潤いを提供しています。生態系、親水、景観等に配慮した水辺環境の保全と創造を進めるとともに、県民が利用しやすい親水空間を確保していく必要があります。

本県の約8割は、森林、農用地、原野等のみどりで構成されています。みどりは、県民に安らぎと潤いを提供するほか、気候緩和や街並みなどの快適な景観の形成など多様な機能を有しています。特に、森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多くの重要な働きを持っています。

しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の減少・高齢化などによる手入れ不足に伴う森林の公益的機能の低下や、農業従事者の減少、高齢化などによる耕作放棄地の増加なども懸念されています。

このため、森林の公益的機能を将来にわたり持続的に発揮させるため、森林を適正に管理していくとともに、都市緑地、里地・里山など、身近なみどりの保全と創出を一層進めていく必要があります。

*1エコロジカルネットワーク: 多様な生態系と野生生物すべてを、厳正な保護地域指定から緩やかな土地利用誘導まで組み合わせ、地域を複合生態系として保全するための手法の一つ。

○代表的な指標

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数(地域)	4	9	(見直し前 10) 12
自然公園利用者数(万人)	1,234 (H17)	1,226 (H22)	1,450

○主要施策

【豊かな自然環境の保護】

■自然公園等の保護

国立、国定、県立の自然公園や、県自然環境保全地域、郷土記念物などの保護・管理に努めるとともに、その他の貴重な自然の保護に努めます。

また、自然公園の安全で快適な利用を促進するため、自然公園施設等の整備や適正な維持管理、利用指導などに努めます。

■自然との調和に配慮した事業活動

ふるさとの優れた自然を後世に伝えていくためには、県民、事業者、行政など、社会のすべての構成員が自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践していくことが重要です。今後、さらに県民、事業者、行政などの自然環境保全意識の高揚に努め、自発的で多様な取組を促進します。

また、開発に当たっては、無秩序な開発の防止に努め、自然への悪影響の回避、軽減、緩和を図ります。

【野生生物の保護】

■希少野生動植物の保護

県内の希少野生動植物の分布、生息・生育環境などに関する各種調査や情報の収集を行うとともに、「岡山県版レッドデータブック*1」の活用等により、野生生物の保護に配慮した開発行為への適切な指導を行います。

また、捕獲等の規制の対象となる指定希少野生動植物の指定やその生息・生育環境の保全等に向けた取組を、県民と協働で推進します。

■野生鳥獣の保護管理

*1レッドデータブック: Red Data Book。絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集。1966(昭和41)年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5か年計画で調査検討し、14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに、平成21年度末、改訂版となる岡山県版レッドデータブック2009を発刊している。

野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区、休猟区等の指定及びその見直しを行います。

絶滅が危惧されるツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて、地域個体群の安定的維持を図ることとし、農林業等に被害を与えているイノシシ、ニホンジカ等については、個体数の調整を図ります。併せて、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

また、傷病鳥獣の保護のため、既設の鳥獣保護センターの機能と体制の充実に努めます。

■移入種等の対策

外来生物の生息実態を把握に努め、生態系への影響や農林水産業等への被害防止のための防除及び適正な管理を行うとともに、県民等に対し安易な移植・移入の防止及び外来生物の防除に関する普及啓発に努めます。

【自然とのふれあいの推進】

■(新)自然環境学習等の推進

学校教育において、身近な自然環境に興味や関心を持つ機会を確保していきます。また、県民のニーズを踏まえ、自然保護センター等を活用し、地域の特性や年齢に応じた多様な体験型の自然環境学習の場の充実に努めます。

■自然とのふれあいの場の確保

優れた自然や身近な自然とのふれあいを求める県民ニーズに対応するため、植樹、育樹活動等の森林・林業体験、みどりづくり活動やエコツアーの推進など、様々な自然とふれあう体験機会の充実に努めます。

また、自然公園や自然歩道等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、自然とのふれあいの場や機会について、県民に対する情報提供に努めます。

【水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出】

■水辺環境の保全と創出

安らぎと潤いのある水辺環境を確保するため、多様な動植物の生息・生育環境、親水、景観等に配慮した河川、港湾、海岸、農業水利施設等の整備や保全を図ります。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし、歴史、文化、自然が調和した健全な環境を創出する川づくりを推進します。

■森林の保全《再掲》

水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどの森林の適正な整備や針広混交林の育成による多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

■里地・里山の保全

みどりの資源や生物多様性に重要な役割を担っている里山や里地の農地等

については、農業者だけでなく、地域住民等の参加のもと、適切な管理及び利用を図り、農村空間の環境や景観の保全に努めます。

■身近なみどりの創出

安らぎと潤いのある生活空間を確保するため、都市公園、道路などの緑化に努めるとともに、都市緑化意識の高揚と都市緑化に関する知識の普及等を図ります。また、県民一人ひとりが身近なみどりづくりに参加できる体制の充実を図ります。

2 推進目標

(1) 参加と協働による快適な環境の保全

○現状と課題

【協働による環境保全活動の促進】

私たちの生活に身近な環境の保全には、県内各地の地域コミュニティが大きな役割を果たしてきました。しかし、急速な少子・高齢化等に伴う人口減少の進行に伴い、これまで地域活動の重要な担い手であった、地域コミュニティの活力低下が懸念されるようになってきました。また、地球温暖化対策や3Rのように、一人ひとりの着実な実践が最も重要となる課題等も多くあります。

これらを解決し、住み慣れた地域において、これからもきれいで快適な環境の中、安心した生活を送っていくためには、地域社会の活力や地域住民のきずなを一層強化し、地域コミュニティの力を高め、県民、事業者、環境NPO、ボランティアなど多様な主体と行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、緊密に連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となっています。

【環境学習の充実】

温暖化をはじめとする地球環境問題が大きくクローズアップされ、国民一人ひとりの地球的視野に立った環境問題への取組が求められる中、持続可能な社会の構築に向け、豊かな感性と問題解決力を身に付けた主体的な行動ができる人を育む手段として、ESDの考え方を踏まえた環境学習の重要性が高まっています。

県ではこれまで、環境学習指導者などの人材養成、環境保健センターや自然保護センター等の環境学習拠点施設の整備・充実、環境に関する情報提供や体験型環境学習の機会の提供など、様々な角度から環境学習の推進に取り組んできました。しかし、環境学習のテーマや対象、実施主体は多岐にわたっており、効率的かつ効果的な環境学習を行っていくためには、今後、施策の充実に加えて、各主体間の緊密な連携、協働が不可欠です。

【景観の保全と創造】

急速な都市化の進展の中で、経済性や機能性が最優先されたまちづくりへの反省から、地域特性を生かした良好な景観の形成を図るため、平成16年に「景観法」が制定されました。本県では、昭和63年に「岡山県景観条例」を制定し、優れた景観を積極的に保全してきましたが、今後は「景観法」に基づき平成19年9月に策定した「晴れの国おかやま景観計画」及び平成20年4月から施行される改正景観条例により、県民、企業等の参加のもと、良好な景観の保全と創造を図っていきます。

【快適な生活環境の保全】

本県では、きれいで快適な環境づくりを推進するため、平成14年4月に制定した「快適な環境の確保に関する条例」に基づき、美観や清潔さを損なう落書きや空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を禁止しています。特に落書きに対しては、罰則を設けるとともに、地域ぐるみの落書き対策を推進するため、ボランティア団体等が行う消去活動への支援や普及啓発に努めていますが、市街地を中心に依然として悪質な落書きが後を絶たないため、行政、警察、地域等の連携による一層の取組が必要

となっています。

○主要施策

【協働による環境保全活動の促進】

■環境NPO等との協働

県民、事業者及び行政が、地球温暖化対策をはじめとする環境保全を協働して行うために設立された「エコパートナーシップおかやま」の活動の充実を図ります。

また、身近な環境保全活動を、県民や民間団体、事業者等との連携・協働の取組として推進していくため、地域の課題解決にビジネスの手法で取り組むソーシャル・ビジネス*1、都市と農村の交流、道路・河川・海岸・公園等の環境美化活動(アダプト事業)に取り組む住民グループ等の活動を促進するとともに、県内で開催される各種イベントにおいては、「ごみを出さない」などの環境への配慮を促します。

■県民総参加による取組の推進

地球温暖化やごみ問題などは、個人のライフスタイルに起因するところも大きく、県民一人ひとりが暮らしを見直し、できることから取り組む必要があります。そのため、それぞれが省エネや3R等による環境負荷低減に取り組む活動などを促進するとともに、広く新エネルギーの導入などを呼びかけ県民総参加による環境保全を図ります。

【環境学習の充実】

■実践につながる環境学習の推進

持続可能な社会の構築のためには、子どもから大人まであらゆる世代が、人間と環境とのかかわりを様々な体験を通じて実感をもって学ぶことによって自律的な意識改革を進め、環境の保全と創造のために主体的に「行動」していくことが重要です。そのため、学校や公民館等において、移動環境学習車等も活用しながら出前講座を実施するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントや、見学・体験型の環境学習エコツアー等の実施、自然保護センターや民間団体等が提供する自然体験活動施設等の様々な体験の機会の場の情報提供などを進め、より実践的な環境学習の機会を提供します。

また、学校教育においても、各教科において、地域の特色を生かした環境学習に取り組むとともに、児童生徒の発達段階に応じて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努め、環境学習を重点的に行う学校を指定したり、森林保全や循環型社会の形成、ユニバーサルデザイン等に関して理解を深めるための学習の場を設け、環境問題に積極的に取り組む人材の養成を図ります。

■(新)協働の取組等による環境学習の充実

*1ソーシャル・ビジネス: Social Business。地域の身近な課題に対応するために、地域住民が主体となり、地域の資源を活用して、ビジネスの手法により課題解決を図るとともに、新たな雇用を生み出すなど、「地域を活性化する事業」のこと。事業分野としては、高齢者・子育て支援や商店街活性化などがあり、事業を通じて社会貢献することを目的としている。

環境学習を総合的・体系的に進めるための指針として策定した「岡山県環境学習の進め方」等を踏まえながら、効果的な環境学習を提供できるよう、NPO等環境団体、事業者、大学、環境保全事業団が設置している環境学習センター「アスエコ」等と協働して、学習内容や方策の充実を図ります。また、環境学習を担う人材を育成し、地域や学校において積極的に活用されるよう努めます。

■学校教育における環境教育の推進

児童生徒が環境についての正しい理解を深め、環境を守るための行動がとれるようにするため、教育内容の改善・充実、教員の指導力の向上など学校における環境教育の一層の充実を図ります。

【景観の保全と創造】

■県土岡山の景観形成の推進

本県の優れた景観を次世代に引き継ぐため、景観法に基づく「晴れの国おかやま景観計画」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等により、「おかやまの景観づくり」を総合的、計画的に推進します。

また、良好な景観形成は、住環境など住民の生活に密接に関係しており、地域の特色に応じたきめ細かな施策が有効であることから、最も住民に身近な自治体である市町村を中心とした景観行政が推進されるよう努めます。

【快適な生活環境の保全】

■落書き防止・消去活動の推進

まちの美観や清潔さを損なう落書きや空き缶などの投げ捨てを防止するには、被害者だけではなく地域ぐるみでの取組が何より効果的です。このため、県内各地に設置した落書き防止活動推進員等と連携して落書きの状況把握に努めるとともに、啓発活動や地域における見回り等の防止活動を推進します。加えて、町内会、商店会、ボランティア団体や学校等が実施する落書き消去活動を、市町村と連携・協力して支援します。

■光害に配慮した屋外照明設備の普及啓発

防犯その他の生活上の安全性を確保した上で、光害の防止に配慮した屋外照明設備の設置等が促進されるよう啓発等を行います。

(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

○現状と課題

【グリーン成長の推進】

我が国の、「グリーン成長戦略」においては、そのグリーン・イノベーションに併せた産業構造の進化などにより、様々な分野でのイノベーションの連鎖を図ることで、グリーン成長の実現を図ることとしています。

一方、本県では、平成23年3月に、新エネルギーの普及拡大を、地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化にも結びつけるため「新エネルギービジョン」を定め推進するとともに、「バイオ」「環境」を、重点的に発展させていくべき、ものづくり産業の分野として位置付け、グリーン・イノベーションを支える基盤となる高機能・高付加価値の新たな産業の創出を図っています。

環境と経済の間には、密接なかかわり合いがありますが、それらが持続可能な好循環を生み出すために大きな原動力となるエネルギーや環境分野のイノベーションを促進する必要があります。

また、環境に配慮した事業活動を社会や市場が正当に評価することが、事業者の取組を促進するためには効果的です。消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場は拡大し、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことが期待できます。

このため県では、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、自らも率先して再生品等の積極的な調達に取り組むことで一層の普及拡大に取り組んでいます。

【環境に配慮した事業者の育成・拡大】

経済のグローバル化により事業者の活動規模や領域は大きく広がっており、事業活動が環境に与える影響も地球規模で拡大しています。しかしながら、地球全体の環境負荷の許容量には限度があり、私たちの生活を支える財やサービスの提供が環境負荷の増大につながらないよう、事業者は環境に配慮した事業活動に努める必要があります。

こうした中、コンプライアンス(法令遵守)はもちろんのこと、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」というCSR(企業の社会的責任)の考え方にに基づき、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会的に評価する動きが急速に高まりつつあります。本県でも環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の県内認証組織数は、平成12年3月の30が平成24年3月には310に増大しており、また、中小企業等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、エコアクション21の普及も進みつつあります。

【環境影響評価の推進】

環境影響評価制度(環境アセスメント)は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞くことにより、環境配慮を行う手続をいいます。

本県では、昭和53年以降、これまでに144件の事業について審査を行っており、今後とも、環境との共生を図りながら適正に実施していく必要があります。

○主要施策

【グリーン成長の推進】

■新エネルギーの推進

地球温暖化防止、産業振興、地域活性化を図る観点から、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマスの利活用、電気自動車の普及と技術開発を重点分野として、新エネルギーの普及拡大を進めます。

■環境関連分野、バイオ関連分野等の研究開発支援

新産業・新事業の創出を図るため、大学等の研究者や県内中小企業者等が行う環境関連分野、バイオ関連分野等の各種研究プロジェクトを支援します。

■リサイクルビジネスの育成

汚泥、鉍さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類等の産業廃棄物を循環資源として活用するリサイクルビジネスの創出に向け、県内の大学や企業等による資源化技術の研究・開発や、事業化に向けた技術移転等を支援します。

また、開発された新製品・新技術の普及を促進するため、評価検証する制度を確立するとともに、県外の産業支援機関等と連携した広域的なネットワークを構築し、市場を拡大していきます。

■環境と好循環した農林水産業の振興

農林水産業は、食料などの供給という本来的な役割に加え、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成や、やすらぎの場の提供など多面的機能を有しており、環境に配慮した農業(環境保全型農業)の推進を図るとともに、農地や森林等の良好な保全に努めます。

■グリーン購入等の推進《再掲》

県では、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品等の積極的な調達に取り組みます。

また併せて、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、こうした制度の積極的なPRにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

■省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大《再掲》

家庭における省エネを促進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るとともに、省エネ型機器の導入や消費電力の「見える化」を推進します。

【環境に配慮した事業者の育成・拡大】

■環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために有効な手法です。幅広い事業者への普及を図るため、引き続き、ISO14001やエコアクション21の認証取得を支援していきます。

■CSR(企業の社会的責任活動)の普及

企業も社会を構成する一員であり、持続可能な社会を構築する上で大きな

責任を負っています。そのため県では、商工関係団体等と連携しながら、県内の企業が事業活動を行う上で、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを厳正に守るとともに、環境面、社会面でも責任ある積極的な活動を行うよう、働きかけていきます。

特に、経済活動における血液にたとえられる金融は、事業活動を左右する大きな要因であり、県では、企業等の環境配慮行動を金融面からもサポートするため、中小企業向け融資制度(環境保全資金・新エネルギー導入促進資金)等により環境対策を支援します。また、金融機関等に対して、CSR活動として、省エネ機器の導入や公害防止施設の整備など、環境に配慮した事業活動に対する、金利、手数料等の優遇措置を講ずるよう要請していきます。

■環境保全のための費用負担意識の普及

日常生活や事業活動などにより生じる環境汚染など、環境問題の解決のためには費用がかかるという意識の浸透を図ります。

また、そうした社会的費用を、市場のメカニズムを通じて適正に反映させ、効率的に環境の保全を図るため、産業廃棄物処理税や森づくり県民税などのいわゆる環境税について、その浸透と有効活用に努めます。

【環境影響評価の推進】

■環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度(環境アセスメント)については、「環境影響評価法」及び「岡山県環境影響評価等に関する条例」に基づき、引き続き、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。

また、戦略的環境アセスメントについては、国のガイドラインを参考にしながら、導入に向けた研究を行います。

第4章 重点プログラム

1 基本目標

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

【地球温暖化対策】

《新エネルギーの導入促進》

■太陽光発電の導入促進

新規

●(新)メガソーラーの誘致促進

晴れの国の特長を生かせるとともに、新エネルギー関連企業の集積や新技術・新製品の開発の促進、建設投資の拡大など産業・経済への波及効果が期待できるメガソーラーの誘致に、市町村と連携して取り組みます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
県内に設置されたメガソーラーの数(箇所)	0	20		○	○

新規

●(新)住宅用太陽光発電の導入促進

住宅用太陽光発電については、屋根等を活用することにより設置場所の確保が容易で、個人がエネルギーや地球環境問題に自ら取り組んでいることを実感できる身近な発電設備であることから、家庭で取り組める主要な新エネルギー設備として、積極的な導入を促していきます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
住宅用太陽光発電設備の普及率(%)	4 (H22)	10	○		

新規

●(新)野菜・花き栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大

中山間地域などの商用電源のないほ場で野菜や花き等を栽培する場合、栽培管理作業の省力化を図るために、小規模太陽光発電を用いた自動かん水システムの導入を推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
太陽光発電による自動かん水システムを導入した施設の数(箇所)	57	67	○		

■(新)小水力発電の導入促進

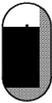
新規

●(新)小水力発電の導入促進

中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、県内企業と連携した実証実験等の実施や、国に対する規制改革促進の働きかけ等を進めながら、市町村やNPO等と連携して小水力発電の普及を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
小水力発電設備の導入数 (件)	7	30	○	○	○

■バイオマスエネルギーの利用拡大



●木質バイオマスのエネルギー利用推進

未利用木質バイオマスを化石燃料に代わるエネルギーの一つとして位置付け、発電や公共施設等における木質ペレットストーブ・ボイラーの燃料としての利用を促進します。

●バイオガスを活用したエネルギー利用技術の検討

家畜排せつ物や地域から排出される生ごみ等を貴重なエネルギー資源として着目し、これらを原料とするバイオガス・システムによるエネルギーの利用技術等を検討します。

■(新)新エネルギーの普及啓発等

新規

●(新)新エネルギーの普及啓発

太陽光発電などの新エネルギー普及拡大を促進するためのセミナーの開催やホームページによる情報発信等を通じて、住宅等への太陽光発電設備の設置や地域からの新エネルギー導入の取組を支援します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
新エネルギー関係セミナー への参加者人数(累計、人)	0	800	○	○	○

新規

●(新)県民参加による発電施設設置の普及拡大

県民からの寄付や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の取組など、身近にある太陽光等の自然の恵みを電力等のエネルギーに変える県民参加型の取組を広く普及します。

*1バイオガス: Bio Gas。家畜の排せつ物や有機性廃棄物(生ごみ等)などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
県民参加による発電施設数 (箇所)	20	60	○	○	○

新規

●(新)新エネルギー産業クラスターの形成

今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、企業とこれを支援する試験研究機関等の支援機関で構成する産業クラスターを形成し、競争力のある製品の研究開発と企業による事業化を促進します。

新規

●(新)スマートタウン構想の推進

太陽光発電や小水力発電等の新エネルギーや電気自動車を核として地域分散型のコンパクトなスマートエネルギーシステムの社会実証を進め、地域の活性化や安全・安心面の向上につながるスマートタウン構想の推進を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
新エネルギーを活用したスマートタウンの数(箇所)	0	5	○	○	○

《省エネルギーの推進》

■建築物等の省エネルギー化の促進

新規

●民間建築物の省エネルギー化の推進

建築物の新築及び増改築等の時期に合わせて、「省エネルギー法」に基づく建築物の省エネ措置の届出制度の周知を図るとともに、有効な整備手法等の導入を促し、建築物の省エネルギー化を推進します。また、BEMSなどの導入による運用面での省エネルギー化の働きかけも進めていきます。

新規

●(新)県有施設の省エネルギー化の推進

県有施設への省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、太陽光発電等の新エネルギーの導入等を推進するとともに、環境マネジメントシステムや省エネ法等に基づく運用管理により、県自らが率先して節電・省エネルギーに取り組めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	81,671	78,640			○

●信号灯器のLED化

従来の電球式信号灯器に比べ、消費電力が約1/4となるLED*1式信号灯器の設置を推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
信号灯器のLED化率(%)	40	60			○

●壁面緑化等の普及促進

壁面緑化は、都市の緑化とともにヒートアイランド対策やオフィス等の節電・省エネルギー対策としても有効とされていることから、緑化に適した植物や植栽に関する情報提供等を通じ、壁面緑化の普及に努めます。

■産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表するとともに、優良な排出削減事例の周知などを通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を促進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量(GJ/百万円)	54.1 (H20)	56.1		○	
業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(MJ/m ²)	956 (H20)	829		○	

●(新)総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現

総合特区に指定された水島コンビナートでは、コンビナート全体を一つの企業(バーチャル・ワン・カンパニー)と見なし、現在の企業毎の法規制を緩和することにより、企業間の高度な連携を進め、コンビナート全体として最適な資源の有効利用に取り組みます。これにより、投入する原料・エネルギーの最小化と高付加価値な製品のアウトプットが可能となります。

新規

■省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

●アースキーパーメンバーシップ会員の拡大

県民・事業者あげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパ

*1LED:Light Emitting Diode。発光ダイオード。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が高く長寿命という特長がある。

ーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動センターや地球温暖化防止活動推進員が会員の活動を支援します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
アースキーパーメンバーシップ会員数(累計、人)	10,450	12,500	○	○	○

●クールビズ・ウォームビズ等の推進

クールビズ・ウォームビズ県民運動の展開、ライトダウンへの参加呼びかけ、緑のカーテンの普及などに取り組み、環境負荷の少ない省エネ重視のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進します。

●エコドライブの推進

県民・事業所から、アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、それぞれが実践できるエコドライブの内容を「おかやまエコドライブ宣言」として募集し、宣言を行った県民・事業所を登録するとともに、「エコドライブ」に関する座学講座や、実地体験講習会の開催などにより、エコドライブ実践者の拡大を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
自家用車1台当たりのエネルギー消費量(GJ/台)	34.8 (H20)	29.5	○	○	○

■省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大

●省エネ住宅の普及拡大

省エネ対策(性能)の度合いなどを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るとともに、住宅フェアやインターネットなどで情報発信し、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発していきます。

●省エネ型機器等の普及拡大

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、高効率給湯器の導入や照明器具のLED化、冷蔵庫、エアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、省エネナビ^{*1}や^{*2}HEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

*1省エネナビ:

*2HEMS:

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
1世帯当たりのエネルギー消費量(GJ/世帯)	35.8 (H20)	31.7	○	○	○

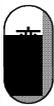
■低公害車の導入促進

●県公用車への低公害車の率先導入

低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低排出ガス認定車)の県内への普及を促進するため、「グリーン購入法」に基づき、低公害車の県公用車への率先導入に努めます。

●電気自動車の普及促進

走行中にCO₂や排ガスの排出がなく、環境性能が高い電気自動車については、民間等での導入や充電インフラの整備が進みつつあり、蓄電池としての活用など新たな可能性にも着目しながら、産学官で協働して普及促進に取り組めます。



項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
電気自動車の普及台数(台)	605	1,600	○	○	○

■公共交通機関等の利用促進

●自動車の利用抑制

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、「ノーマイカーデー」設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組めます。

●バス・電車等の利用促進

バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライド*1や環境定期券*2等の広報啓発によるバス・電車等の利用を促進します。

■交通円滑化の推進

●道路整備等の推進

都市部における交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

*1パーク・アンド・ライド: Park and Ride。都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減やCO₂排出量の削減といった効果が期待できる。

*2環境定期券: 土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための定期券所持者への運賃割引制度。

●新交通管理システムの整備

交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機への更新、光学式車両感知器による交通情報の提供等により、交通の円滑化、交通渋滞の解消に努め、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図ります。

《フロン類対策》

■フロン類対策の推進

●フロン類の適正回収の推進

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、フロン類の回収・破壊が適切に実施されるよう、フロン回収の必要性や対象となる製品、回収の仕組みなどを周知するとともに、「フロン回収・破壊法」等に基づき、業務用冷凍空調機器及びカーエアコン等からの特定フロン・代替フロンの適切回収に向けた指導に努めます。

《吸収源対策》

■森林の保全

●公益的機能を高めるための森づくりの推進

森林の持つ公益的機能を高めるため、間伐の推進、伐期の長期化、広葉樹林・針広混交林への誘導、森林管理道の整備等により、多様で健全な森林を育成します。また、「おかやま森づくり県民税」や「森林整備地域活動支援交付金」を活用して、森林の適正な管理を推進します。

●県民が育て楽しむ森づくりの推進

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進するため、森林ボランティア活動をサポートする新たな仕組みづくりを行うとともに、企業等の森づくり活動への参加を支援するなど、県民参加の森づくりを推進します。また、栗やきのこと栽培、炭焼き、自然観察会など、参加者が森の恵みを楽しみながら森づくりを行う取組を推進します。

【国際貢献】

■環境技術協力

●環境技術のアジア貢献

アジア地域では、経済成長に伴う環境汚染が顕在化している一方で、法規制・制度の整備や処理技術のノウハウが不十分な状況な地域も存在することから、本県の行政や、事業者等に蓄積された経験や環境技術を活かし、アジア地域における環境問題の克服に貢献します。

新規

(2) 循環型社会の形成

【3Rの推進】

《循環型社会に向けた意識の改革》

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催や各種PR活動など、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

●マイバッグ運動の推進

消費者の立場からできる環境にやさしい象徴的な取組として、買物でマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
マイバッグ持参率(%)	45.2	70.0	○	○	○

■循環資源情報の提供

●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と循環資源を利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源を有効活用する「循環資源マッチングシステム」の利用を促進するため、積極的にシステムをPRするとともに、未利用資源の展示会を開催するなどにより、取引成立のための支援を行います。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
循環資源マッチングシステムによる取引成立件数(累計、件)	94	150		○	○

《一般廃棄物の3R》

■一般廃棄物の3Rの推進

●循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

市町村が行う一般廃棄物処理については、排出抑制、循環的利用、適正な処分とともに、効率的な事業の実施が求められており、ごみ処理の有料化などの経済手法の導入は、排出量に応じた費用負担の公平化や住民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があり、地域の実情に応じ、循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築が図られるよう助言・技術的支

新規

援を行います。

●ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底や先進的な自治体での生ごみ、廃食用油等の分別収集に関する仕組みの導入などについて、助言や情報提供を行います。

●小型家電リサイクルの推進

平成25年度に施行される小型家電リサイクル法の趣旨・目的に則して、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進するため、市町村、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図り、リサイクルを推進します。

●リサイクル関連法の周知・徹底

「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「資源有効利用促進法」の趣旨・目的に則した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
一人当たりごみの排出量※ (g/人・日)	948 (H22)	935 (H27)	○	○	○
一般廃棄物のリサイクル率 (%)	25.7 (H22)	32.7 (H27)	○	○	○
一般廃棄物の最終処分量 (t/日)	148 (H22)	130 (H27)	○	○	○
10種分別実施市町村数(市町村)	12	14	○	○	○

※ごみの排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量

《産業廃棄物の3R》

■産業廃棄物の発生抑制

●排出業者に対する指導・助言

産業廃棄物の多量排出事業者が策定する廃棄物処理計画の進行管理に関する指導・助言等を行います。

●ごみゼロガイドラインの推進

汚泥、鉍さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類については、排出事業者に対し、ごみゼロガイドライン^{*1}に沿った取組が行われるよう指導するとともに、ごみゼロガイドラインの目標達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。

*1ごみゼロガイドライン：岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉍さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック」についてガイドラインが策定されている。

■循環資源の利活用推進

●3Rに関する広域ネットワークの形成

中四国圏域を中心に3Rに関する新技術やビジネスモデル、資源の各種ニーズ等の情報を一堂に集めた商談会形式のイベントを開催、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図ります。

●リサイクル関連法の周知・徹底

「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などリサイクル関連法の趣旨・目的に則った産業廃棄物の3R及び適正処理の推進に向け、関係事業者に対する制度の周知や法律遵守の徹底等を行います。

●公共工事に係る廃棄物の再資源化

県が発注する工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等に努めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
産業廃棄物の排出量(千t/年)	5,906 (H22)	6,000 (H27)		○	○
産業廃棄物のリサイクル率(%)	39.1 (H22)	39.1 (H27)		○	○
産業廃棄物の最終処分量 (千t/年)	348 (H22)	305 (H27)		○	○

《岡山エコタウンの推進》

■岡山エコタウンプランの推進

●循環型社会形成推進モデル事業の推進

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進します。

●岡山エコタウンを生かした環境学習の推進

地域ぐるみの先導的リサイクルモデルの見学等を通じて循環型社会形成について学習する機会を提供するため、岡山エコタウン関係事業者である倉敷水島地区協議会が行う見学受入事業や啓発パンフレット、DVDの作成等を支援します。

【グリーン購入等の推進】

■グリーン購入等の推進

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進

毎年度、新たな製品等に対応した「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

●「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

●「岡山エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

【廃棄物の適正処理の推進】

■産業廃棄物の適正処理の推進

●処理業者等に対する監視・指導

立入検査や路上検査、産業廃棄物監視指導員の配置などにより、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する監視・指導を強化し、産業廃棄物の適正処理に努めるとともに、違反事業者に対しては厳正に対処します。

●電子マニフェストの導入促進

不適正処理の防止や法令遵守に高い効果のある電子マニフェスト*1の導入が一層進むよう、行政の率先行動や普及啓発等を実施します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
電子マニフェストの普及率 (%)	27.7 (H22)	40 (H27)		○	○

●PCB廃棄物の計画的な処理の推進

県内のPCB*2廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく毎年度の届出による保管・処分状況の把握、関係事業者等に対する監視・指導などを実施するとともに、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく計画的な処理の推進を図ります。

●農業用廃プラスチックの適正処理の推進

市町村、農協等で組織される岡山県農業用廃プラスチック適正処理推進

*1マニフェスト:Manifest。産業廃棄物管理票のこと。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認する。これによって、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐことができる。平成10年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続が可能になった。

*2PCB:Poly Chlorinated Biphenyl。ポリ塩化ビフェニルの略称。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油やノンカーボン紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43年にPCBの混入した米ぬか油が原因で、西日本を中心に大規模な食中毒事件(カネミ油症事件)が発生し大きな社会問題となるなど、生物の体内に蓄積されて有害な作用を引き起こすことが判明し、昭和49年には製造・輸入が禁止された。無害化処理施設の設置が困難であったことから、PCBを含む製品は廃棄物となった後も各事業者等によって保管されていたが、平成13年に施行されたPCB処理特別措置法に基づき、国主導で全国5か所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。

協議会と連携し、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等に使用されている農業用プラスチックの回収・再生システム等の地域回収体制を確立し、再生処理を主体とした適正処理の推進を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
農業用使用済プラスチックの再生処理(%)	30	40		○	○

■一般廃棄物の適正処理の推進

●廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

一般廃棄物の適正処理を推進するためには、市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が必要です。ごみ処理広域化の具体化に向けて協議を進めている市町村に対し、必要な助言、技術的な支援を行うとともに、市町村の廃棄物処理施設の整備に際し国の循環型社会形成推進交付金制度の活用を働きかけていきます。

■不法投棄の根絶

●不法投棄監視体制の強化

ヘリコプターによる上空監視や夜間休日監視の実施、監視カメラの増強や不法投棄110番の設置、警察との連携などにより、監視体制を強化し、不法投棄の防止と早期発見に努め、不適正処理をさせない地域づくりを進めます。

●地域美化の推進

不法投棄を誘発しないように、公共の場所等をはじめ地域の美化に努めることとし、クリーンアップ作戦、アダプト事業など、ボランティア等による清掃活動を推進します。

(3) 安全な生活環境の確保

【大気環境の保全】

■自動車公害対策の実施

●エコドライブの推進《再掲》

県民・事業所から、アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、それぞれが実践できるエコドライブの内容を「おかやまエコドライブ宣言」として募集し、宣言を行った県民・事業所を登録するとともに、「エコドライブ」に関する座学講座や、実地体験講習会の開催などにより、エコドライブ実践者の拡大を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
エコドライブ宣言者登録数 (累計、人)	12,374	25,000	○	○	○

■低公害車の導入促進《再掲》

●県公用車への低公害車の率先導入《再掲》

低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低排出ガス認定車)の県内への普及を促進するため、「グリーン購入法」に基づき、低公害車の県公用車への率先導入に努めます。

●電気自動車の普及促進《再掲》

走行中にCO₂や排ガスの排出がなく、環境性能が高い電気自動車については、民間等での導入や充電インフラの整備が進みつつあり、蓄電池としての活用など新たな可能性にも着目しながら、産学官で協働して普及促進に取り組めます。

■公共交通機関等の利用促進《再掲》

●自動車の利用抑制《再掲》

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、「ノーマイカーデー」設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組めます。

●バス・電車等の利用促進《再掲》

バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドや環境定期券等の広報啓発によるバス・電車等の利用を促進します。

■交通円滑化の推進《再掲》

●道路整備等の推進《再掲》

都市部における交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
一般国道及び県道の改良率 (%)	80.0 (H22)	82.0			○

●新交通管理システムの整備《再掲》

交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機への更新、光学式車両感知器による交通情報の提供等により、交通の円滑化、交通渋滞の解消に努め、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
信号機の高性能化更新数(基)	243	350			○
光学式車両感知器数(基)	938	1,147			○

■大気汚染防止対策の実施

●工場・事業場の監視・指導

立入検査の実施などにより、排出基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物の削減対策についても指導します。

●大気汚染防止夏期対策の実施

夏期は日差しが強く、気温が高くなることから光化学オキシダント濃度が上昇しやすくなります。このため、特に夏期を中心とした5か月間(4月10日～9月10日)を大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
オキシダント情報等メール配信登録者数(人)	5,372	8,000	○	○	○

【水環境の保全】

■森林の保全《再掲》

●公益的機能をも高めるための森づくりの推進《再掲》

森林の持つ公益的機能をも高めるため、間伐の推進、伐期の長期化、広葉樹林・針広混交林への誘導、森林管理道の整備等により、多様で健全な森林

を育成します。また「おかやま森づくり県民税」や森林整備地域活動支援交付金を活用して、森林の適正な管理を推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
保安林面積(ha)	136,465	137,465			○

●**県民が育て楽しむ森づくりの推進《再掲》**

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進するため、森林ボランティア活動をサポートする新たな仕組みづくりを行うとともに、企業等の森づくり活動への参加を支援するなど、県民参加の森づくりを推進します。また、栗やきのこ栽培、炭焼き、自然観察会など、参加者が森の恵みを楽しみながら森づくりを行う取組を推進します。

■**河川等の保全対策の推進**

●**生活排水対策の推進**

クリーンライフ100構想*1等に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続促進を図ります。

また、生活排水対策が特に必要な地域として指定している生活排水対策重点地域については、引き続き生活排水処理施設の整備や啓発等、計画的かつ総合的な対策を進めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
浄化槽整備人口(千人)	208 (H22)	216	○	○	○
集落排水施設整備処理区数 (処理区)	134	137	○	○	○
公共下水道普及率(%)	61.8	67.8	○	○	○

●**工場・事業場対策の推進**

特定事業場の立入検査等により排水基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、必要に応じ、生産工程や排水処理方法の見直しも指導し、汚濁負荷量の削減を促進します。

*1クリーンライフ100構想：汚水処理施設整備率100%を目指し、下水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における下水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の下水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

●環境に配慮した水辺づくり

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路等の整備に努めるとともに、多自然川づくり*1により、河川が本来持っている水質浄化機能の維持向上を図ります。

また、「ふれあいの川づくり」をテーマとして、地域住民の参画のもと、地域の人々が川にふれあい、親しみを持つことができる川づくりを進めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
ホテルの生息地箇所数(箇所)	266	320	○	○	○
多自然川づくり等を実施した箇所数(箇所)	3	17	○		○

■湖沼水質保全対策の推進

●児島湖再生の推進

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
水質目標値(COD:mg/l)	7.8	7.5 (H27)	○	○	○
合併処理浄化槽の設置基数(基)	26,491	31,061 (H27)	○	○	○
浄化用水の導入量(万m ³ /日)	55	58.9 (H27)			○
ヨシ原の管理面積(m ²)	24,950 (H22)	25,000 (H27)			○

●児島湖流域下水道事業の推進



児島湖の水質保全と快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、児島湖流域下水道浄化センター処理施設の増設を推進します。

*1多自然川づくり: 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

●ダム湖の水質対策

ダム湖に流入する排水に係る各種対策を推進し、汚濁負荷量の削減を図るとともに、ダム湖管理者及び関係市町村等関係機関が連携して、ダム湖及び流域の水質浄化対策を推進します。

■瀬戸内海の保全と再生

●豊かな自然を育む里海づくり

良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要な藻場・干潟の造成を図るとともに、隣接県と連携し、播磨灘での広域的な里海づくりを進めます。また、カキ殻を利用した底質改善技術や児島湾口部における栄養塩の管理技術を早急に確立し、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。

さらに、底質環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすため、県、市町村、漁協、NPOが連携して発生抑制・回収処理を推進するほか、水質環境基準を確保するため、汚濁負荷の削減を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
里海の整備箇所数(箇所)	2	4		○	○
汚濁負荷の削減目標量(t/日)	(H21)	(H26)			
COD	39	38	○	○	○
窒 素	40	40	○	○	○
り ん	2.3	2.4	○	○	○

●自然海浜の保全等

「岡山県自然海浜保全地区条例」に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行います。併せて、人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海浜を保全するため、水質調査や清掃活動等を実施するとともに、環境学習の場として海浜等を活用します。

また、企業、ボランティア・NPO等と国、市町村、沿岸府県とも連携しながら、瀬戸内海の自然環境保全に取り組むとともに、その魅力を継続的に発信します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
環境学習の場としての活用 海浜数(箇所)	0	3	○		○

●瀬戸内海の埋立抑制

埋立に当たっては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等により、環境保全に十分配慮する必要があることから、埋立計画に係る環境保全上の審査に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考え方を基本として、審

査を実施するとともに、やむを得ず埋立てする場合は、必要に応じて適切な代替措置の検討を指導します。

【騒音・振動の防止】

■**道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策**

●**道路交通、新幹線鉄道の騒音・振動対策**

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるなど、関係機関による騒音等の防止対策を促進します。

■**工場・事業場等の騒音・振動の規制**

●**騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等**

関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめ地域の拡大を行います。また、主要な騒音・震動発生源を規制するため、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域について町村と協議し拡大を図ります。

【土壌・地下水汚染対策】

■**土壌・地下水汚染の防止**

新規

●**(新)工場・事業場対策の推進**

工場及び事業場への立入検査等により、構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導するなど、有害な物質の漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

【有害物質対策】

■**有害化学物質による環境汚染の防止**

●**有害大気汚染物質対策の推進**

ダイオキシン類やベンゼン等の環境中の濃度を的確に把握するとともに、発生源に対する指導を通じて排出削減を図ります。

●**リスクコミュニケーションの推進**

有害化学物質による環境リスク低減を図るため、化学物質の正しい知識などの情報をガイドブックやホームページ等により提供することで、県民や事業者に対するリスクコミュニケーションを推進します。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
事業者のリスクコミュニケーションの取組率(%)	8.6	20		○	○

●**有害化学物質対策の推進**

環境中で残留性の高い多くの化学物質等について、25項目以上で県内25地点において調査することを維持して、水環境中の存在状況を的確に把握

し、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努め、必要に応じ対応してまいります。

■アスベスト対策の推進

●アスベスト対策の推進

アスベストを使用した建築物の解体現場や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施し、飛散防止対策の実施状況を監視します。

(4) 自然と共生した社会の形成

【豊かな自然環境の保護】

■自然公園等の保護

新規

●(新)自然公園等の適切な利用指導

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園等の適切な利用指導に努めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
自然保護推進員数(人)	89	100	○	○	○

■自然との調和に配慮した事業活動

●自然と調和した開発の指導

県民や企業が率先して自然との調和に努める意識づくりを進めるとともに、大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用と自然保護協定の締結を求めることにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

【野生生物の保護】

■希少野生動植物の保護

継続

●レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、データベース化を図るとともに、レッドデータブック改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

●希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員や多様な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数(地域)	9	12	○	○	○

■野生鳥獣の保護管理

●鳥獣保護区の指定等



鳥獣保護区や休猟区について、指定の趣旨に添って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護管理に努めます。

また、鳥獣保護員、鳥獣保護センター等と連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

●特定鳥獣保護管理計画の推進



特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマについては、県民の安全・安心を第一に、人とツキノワグマとの棲み分けによる共生に向けた対策を実施します。

また、農林業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについては、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的に行います。

●(新)狩猟者の確保

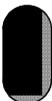


猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
狩猟者登録件数(人)	4,288	4,400	○		○

■移入種等の対策

●移入種等に関する普及啓発等の推進



ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進するとともに、自然保護推進員等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

また、特に対策が必要とされる地域については、多様な主体との協働により、被害の状況に応じて、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
重点的に外来生物の防除に取り組む地域数(地域)	2	3			○

【自然とのふれあいの推進】

■(新)自然環境学習等の推進

●自然環境学習の充実

優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の

自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

また、環境保全に向けた県民の自主的な取組を促進するため、教育委員会や市町村及びNPOなど関係団体と連携し、こどもエコクラブやみどりの少年隊の活動支援や体験学習の機会の提供(環境学習エコツアー、環境学習出前講座)など、自主参加型の環境学習を推進します。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
自然保護センターの利用者数(人)	22,078	30,000	○	○	○

■自然とのふれあいの場の確保

●自然とふれあえる体験の場や機会の充実

行政や民間団体、地域住民等の参加と連携のもと、自然観察会等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験、炭焼きや地引網等の里山・里海体験など様々な自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。

また、長距離自然歩道や自然公園施設等については、点検やこれらの施設に関するアンケート調査を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるような施設整備を行うことで、利用の促進を図ります。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
長距離自然歩道の利用者数(万人)	162	190	○	○	○
身近な自然体験プログラムの参加者数(累計、人)	7,504 (H22)	20,000	○	○	○

●(新)ニューツーリズムの推進

新規

エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等ニューツーリズムの普及を図ります。また、これらの推進に関する市町村の取組を支援するため、情報発信や活動連携の援助を行う生物多様性センターの体制整備を図ります。

【水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出】

■森林の保全《再掲》

●公益的機能を高めるための森づくりの推進《再掲》

森林の持つ公益的機能を高めるため、間伐の推進、伐期の長期化、広葉樹林・針広混交林への誘導、森林管理道の整備等により、多様で健全な森林を育成します。また、「おかやま森づくり県民税」や「森林整備地域活動支援交付金」を活用して、森林の適正な管理を推進します。

●県民が育て楽しむ森づくりの推進《再掲》

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進するため、森林ボランティア活動をサポートする新たな仕組みづくりを行うとともに、企業等の森づくり活動への参加を支援するなど、県民参加の森づくりを推進します。また、栗やきこの栽培、炭焼き、自然観察会など、参加者が森の恵みを楽しみながら森づくりを行う取組を推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
森づくり活動に取り組む団体数(団体)	69	90	○	○	○

■(新)里地・里山の保全

●農地・農業用水等の保全

人々の心に安らぎと潤いを与えてくれる農村空間の環境を保全するため、農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加と協働による、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理や、生態系保全、景観形成等の活動を支援します。

●都市と農村の交流推進

交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」の中で、農作業体験や森林活動体験など農村を支援するイベント情報を発信し、都市住民に対し自然とのふれあいの場や農村への理解を深める機会を提供するなどにより、都市や農村の交流を推進します。

■身近なみどりの創出

●都市と近郊のみどりの創出

自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備や街路樹、河川等によるみどりのネットワークの形成を促進します。

●緑化推進体制の充実

みどりづくりを行うボランティアの育成、みどりの少年隊の育成強化、緑の募金活動を進め、緑化推進体制の充実を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
緑の募金総額(万円)	1,658	2,000	○	○	○

2 推進目標

(1) 参加と協働による快適な環境の保全

【協働による環境保全活動の促進】

■環境NPO等との協働

●環境パートナーシップの形成促進

「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動をより広範に展開し、環境パートナーシップの形成を促進します。

●ソーシャル・ビジネスの育成支援

環境問題など、地域や社会の課題に地域住民等がビジネスの手法で取り組み解決するソーシャル・ビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援策を実施します。

新規

●(新)都市と農村の交流推進《再掲》

交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」の中で、農作業体験や森林活動体験など農村を支援するイベント情報を発信し、都市住民に対し自然とのふれあいの場や農村への理解を深める機会を提供するなどにより、都市や農村の交流を推進します。

●アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
おかやまアダプト参加人数(人)	42,902	50,000	○	○	○

●イベント等のエコ化の推進

企画段階からイベントの環境配慮事項をチェックする「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、自然環境への配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進など、イベントのエコ化を推進します。

■(新)県民総参加による取組の推進

新規

●(新)アースキーパーメンバーシップ会員の拡大《再掲》

県民・事業者あげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動センターや地

新規

球温暖化防止活動推進員が会員の活動を支援します。

●(新)クールビズ・ウォームビズ等の推進《再掲》

クールビズ・ウォームビズ県民運動の展開、ライトダウンへの参加呼びかけ、緑のカーテンの普及などに取り組み、環境負荷の少ない省エネ重視のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進します。

新規

●(新)エコドライブの推進《再掲》

県民・事業所から、アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、それぞれが実践できるエコドライブの内容を「おかやまエコドライブ宣言」として募集し、宣言を行った県民・事業所を登録するとともに、「エコドライブ」に関する座学講座や、実地体験講習会の開催などにより、エコドライブ実践者の拡大を図ります。

新規

●(新)県民参加による発電施設設置の普及拡大《再掲》

県民からの寄付や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の取組など身近にある太陽光等の自然の恵みを電力等のエネルギーに変える県民参加型の取組を広く普及します。

新規

●(新)「おかやま・もったいない運動」の推進《再掲》

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催や各種PR活動など、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

新規

●(新)マイバッグ運動の推進《再掲》

消費者の立場からできる環境にやさしい象徴的な取組として、買物でマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。

【環境学習の充実】

■実践につながる環境学習の推進

●実践的な環境学習の機会の提供

学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。また、自然保護センターや民間の自然体験施設など、様々な体験の機会の場の情報提供などを行い、県民に実体験を通じた環境学習の機会を提供します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
環境学習出前講座の協働 実施回数(累計、回)	183	220	○	○	○

●移動環境学習車の活用

太陽光発電パネルやビデオモニター、音響機器その他ソーラークッカーや水質検査キットなどの環境学習機材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で、子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。

●環境学習エコツアーの実施

環境問題を身近な問題としてとらえるには、現場に接することが必要です。そのため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアーを実施します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
環境学習エコツアー参加者数(累計、人)	28,169	48,000	○	○	○

●こどもたちの環境活動への支援

子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組んでいくよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。

●スーパーエンバイロメントハイスクールの指定

植栽による水質浄化や廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など、環境学習を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

●学校内への快適空間の整備

学習・活動の場である学校を温かみのある快適な空間として整備するとともに、高校生が森林保全やユニバーサルデザイン等に関して理解を深めるための学習機会とするため、高校生自らの企画・提案による、県産材を活用しユニバーサルデザインを取り入れた居室の整備を行います。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
「木の快適空間」の整備校(校)	13	15 (H25)	○		○

■(新)協働の取組等による環境学習の充実

●(新)環境学習協働推進広場の活動推進

NPO等の環境団体に構成する環境学習協働推進広場において、環境学習にかかる意見交換等を進めながら、それぞれの取組を高めるとともに、協働で取り組む活動の推進に努めます。

新規

新規

●(新)環境学習指導者の育成・活用

地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学等との協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識等を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

■学校教育における環境教育の推進

新規

●(新)教職員に対する環境研修の実施

教職員の環境に関する知識を高め、指導力を養うことにより、学校における環境教育の推進を図るため、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校の新規採用教職員全員に対し、環境教育とその進め方に関する研修を実施します。また、自然と人間のかかわりに重点を置いた研修を実施するとともに、各学校での各教科・領域において、地域の特色を生かした環境教育・学習が充実するよう取り組んでいきます。

【景観の保全と創造】

■県土岡山の景観形成の推進

●景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化

最も住民に身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が推進されるよう、景観行政団体*1となる市町村の拡大を目指すとともに、市町村との連携強化を図るため、景観行政団体等で構成する連絡会議を実施します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
景観行政団体の数(市町村)	6	10			○

●瀬戸内海の自然景観の保全

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域として瀬戸内海国立公園に指定されている鷲羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域について、優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全等により、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めます。

●電線類地中化の推進

都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、「無電柱化に係るガイドライン」

*1景観行政団体：景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。

に基づき、国や市町村、電力会社、通信事業者等と協力して電線類の地中化を進めます。

【快適な生活環境の保全】

■落書き防止・消去活動の推進

●落書き防止・消去活動等の推進



地域において民間ボランティア団体や学校等が行う落書き消去活動を促進するため、市町村との緊密な連携・協力により、「岡山県落書き消去活動支援事業」を実施し、県民との協働による地域ぐるみの落書き対策の一層の活性化を図ります。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事 業 者	行 政
落書き防止重点取組地区指定地区数(累計、地区)	2	12	○		○

(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

【グリーン成長の推進】

■新エネルギーの推進

新規

●(新)メガソーラーの誘致促進《再掲》

晴れの国の特長を生かせるとともに、新エネルギー関連企業の集積や新技術・新製品の開発の促進、建設投資の拡大など産業・経済への波及効果が期待できるメガソーラーの誘致に、市町村と連携して取り組みます。

新規

●(新)住宅用太陽光発電の導入促進《再掲》

住宅用太陽光発電については、屋根等を活用することにより設置場所の確保が容易で、個人がエネルギーや地球環境問題に自ら取り組んでいることを実感できる身近な発電設備であることから、家庭で取り組める主要な新エネルギー設備として、積極的な導入を促していきます。

新規

●(新)小水力発電の導入促進《再掲》

中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、県内企業と連携した実証実験等の実施や、国に対する規制改革促進の働きかけ等を進めながら、市町村やNPO等と連携して小水力発電の普及を図ります。

新規

●(新)木質バイオマスのエネルギー利用推進《再掲》

未利用木質バイオマスを化石燃料に代わるエネルギーの一つとして位置付け、発電や公共施設等における木質ペレットストーブ・ボイラーの燃料としての利用を促進します。

●バイオガスを活用したエネルギー利用技術の検討《再掲》

家畜排せつ物や地域から排出される生ごみ等を貴重なエネルギー資源として着目し、これらを原料とするバイオガスシステムによるエネルギーの利用技術等を検討します。

新規

●(新)電気自動車の普及と技術開発

新エネルギーの高度利用につながるとともに、身近な生活シーンで使用でき、新エネルギーの意義であるCO2削減効果などの理解にも役立つ電気自動車については、その普及と技術開発を推進するとともに、EV・PHVタウンの選定自治体として、先進的な取組を進めます。

新規

●(新)中小企業の新エネルギー設備導入の支援

岡山県中小企業者向け融資制度(新エネルギー導入促進資金)により、県内中小企業者等の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置や事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金を融資します。

■環境関連分野、バイオ関連分野等の研究開発支援

新規

●(新)環境産業クラスターの形成

循環型社会の形成をはじめ今後の成長が見込まれる環境関連分野において、企業とこれを支援する試験研究機関等の支援機関で構成する産業クラスターを形成し、競争力のある製品の研究開発と企業による事業化を促進します。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
環境・新エネルギー産業クラスターで開発された製品の数(件)	8	13		○	○

●木質バイオマスの活用推進

未利用木質バイオマスを自動車や情報家電等のメーカーニーズに沿った新素材や新製品の開発を進め、未利用木質バイオマスをマテリアル利用したバイオマス関連産業の創出を図ります。

■リサイクルビジネスの育成

●循環型社会形成推進モデル事業の推進《再掲》

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進します。

●3Rに関する広域ネットワークの形成《再掲》

中四国圏域を中心に3Rに関する新技術やビジネスモデル、資源の各種ニーズ等の情報を一堂に集めた商談会形式のイベントを開催、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図ります。

■環境と好循環した農林水産業の振興

新規

●(新)環境保全型農業の推進

有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減等に取り組む農業者等への支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を推進し、環境と調和した農業への転換を図ります。

項目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
環境保全型農業直接支払交付金の対象活動を実施した農地面積 (ha)	92	220	○	○	○

新規

●(新)魅力ある林業の実現

県土の約7割を占める森林は、温室効果ガスの吸収や水源涵養など様々な環境保全に関する機能を担っています。その保全を進める上で林業の再生は必要不可欠な要素であり、森林経営の集約化や、施設整備などを行うことで、県産材の安定供給と持続可能な魅力ある林業の実現を図ります。

■グリーン購入等の推進《再掲》

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進《再掲》

毎年度、新たな製品等に対応した「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
再生品使用促進指針の指定品目数(品目)	189	206	○	○	○

●「岡山県エコ製品」の認定・周知《再掲》

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
岡山県エコ製品の認定品目数(累計品目)	423	425	○	○	○
巡回エコ製品等普及展示会延べ参加者数(人)	5,310	5,000	○	○	○

●「岡山エコ事業所」の認定・周知《再掲》

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

項 目	現 状 (H23)	努力目標 (H28)	役 割 分 担		
			県 民	事業者	行 政
岡山エコ事業所の認定件数(累計、件)	277	300	○	○	○

■省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大《再掲》

●省エネ住宅の普及拡大《再掲》

省エネ対策(性能)の度合いなどを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るとともに、住宅フェアやインターネットなどで情報発信し、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発していきます。

●省エネ型機器等の普及拡大《再掲》

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、高効率給湯器の導入や照明器具のLED化、冷蔵庫、エアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、省エネナビやHEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

【環境に配慮した事業者の育成・拡大】

■環境マネジメントシステムの普及拡大

●環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度の優良認定項目となっていることを周知しながら、普及拡大を図ります。

■CSR(企業の社会的責任活動)の普及

●中小企業の環境対策の促進

岡山県中小企業者向け融資制度(環境保全資金及び新エネルギー導入促進資金)により、県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

第5章 計画の進め方

1 基本的な考え方

計画の推進に当たっては、「計画の策定」、「計画の実施」、「進捗状況の把握」、「計画の見直し」の一連の手続をPDCAサイクルにより管理し、実効性を確保するとともに、計画の見直しや改善を継続的に行います。

計画の推進は、県民、事業者、行政が一体となり計画を推進します。そのため、県民、事業者、NPO等各種団体に参加いただき、

意見交換を行う「県民の意見を聞く会(仮称)」を定期的を開催し、県と様々な主体が、目的と目標だけでなく、成果と課題も共有し、共通認識を持ちながら、協働による発展的な計画を推進します。

また、複雑化、多様化が進んでいる環境問題に対応するため、県庁内に設置した部局横断型組織である環境基本計画推進連絡会議などにおいて、行政のあらゆる分野の施策・事業における、環境への配慮を推進するとともに、岡山県環境審議会に設置した政策部会において、計画の進捗状況等に必要な指導助言を受けながら、総合的かつ計画的に推進します。

計画に基づいて実施する事業等については、毎年度県の新行政評価制度等により見直しを行いながら効果的に推進し、この計画に掲げた目指すべき姿の実現を目指します。

さらに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が一体となり、特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止、ごみゼロ社会づくり、自然との共生等について、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を設置し、強力な推進を図ります。

図5-1-1 計画の継続的改善

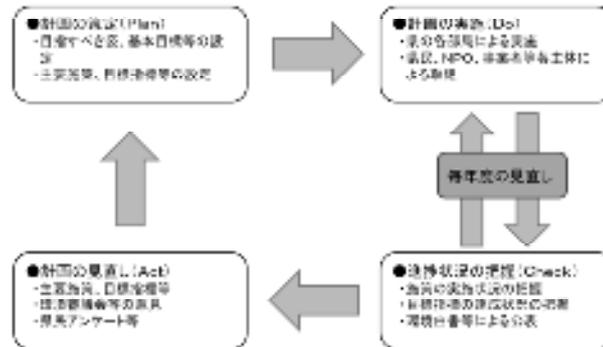


図5-1-2 環境審議会、自然保護審議会

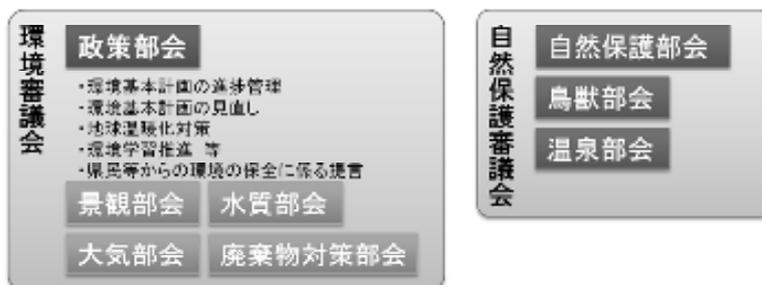
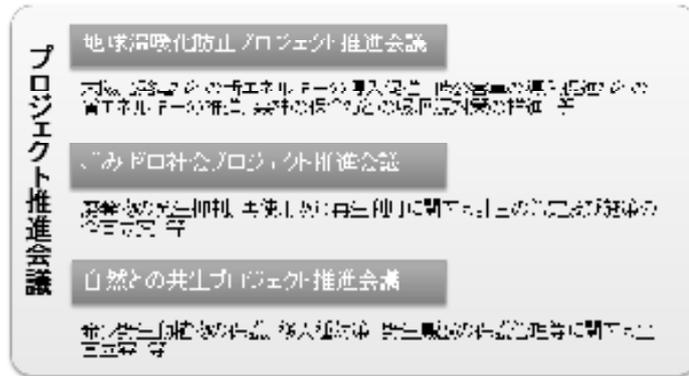


図5-1-3 プロジェクト推進会議



2 進捗状況の公表

計画に掲げた目標の達成状況や各種施策の進捗状況などを県民や事業者にも利用しやすい形に整理し、岡山県環境白書や県のホームページ等により広く公表します。

公表に当たっては、県の施策の実施状況や成果がより分かりやすく説明され、行政と県民、事業者とのパートナーシップの形成に役立つよう、内容の充実を図ります。

3 計画の見直し

本計画は、社会情勢や環境問題の変化に対応できるよう、重点プログラムの目標年次である平成28年度に見直しを行います。

また、社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生等、計画の見直し時点で想定されていない事象等に対応する必要性が生じた場合においても、本計画の見直しを行うこととします。